



# 越前地域森林計画書

(越前森林計画区)

計画期間      自 令和 8 年 4 月 1 日  
                    至 令和 18 年 3 月 31 日

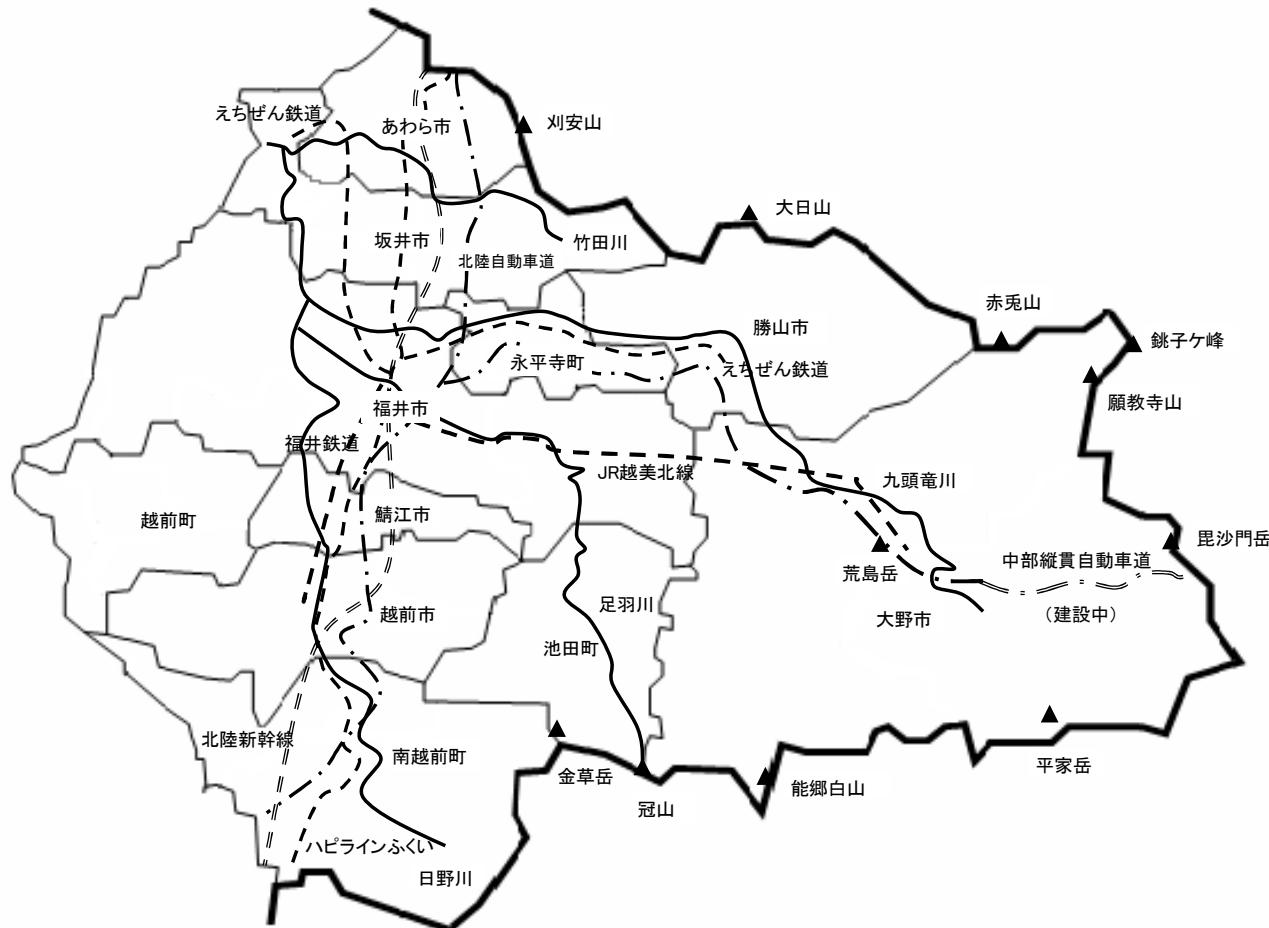
令和 7 年 12 月

福 井 県



# 越前地域森林計画区位置図

凡 例	
山 岳	▲
河 川	——
鉄 道	- - - - - (北陸新幹線)
道 路	- - - - - (建設中)
都道府県	——
市町村界	——



# 目 次

## I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 計画区における自然的背景	
(2) 社会経済的背景	
(3) 森林・林業の現状	
2 前計画の実行結果の概要およびその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
4 森林整備の目標に関する基本的な考え方	8
(1) 環境保全に適した森林	
(2) 資源の循環利用に適した森林	
(3) 人工林における収益性と災害リスクを基にしたゾーニング	
(4) 森林整備の目標量	

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	12
第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項	13
1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	13
(1) 森林の整備および保全の目標	
(2) 森林の整備および保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
(4) 災害に強い森づくりの基本方針	
2 その他必要な事項	18
(1) 林業採算性の向上	
(2) 県産材の需要拡大	
(3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成	
第3 森林の整備に関する事項	19
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	19
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	23
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐および保育に関する事項	26
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	

(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	28
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	32
(1) 林道等の開設および改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	35
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
7 その他森林の整備に関する事項	38
(1) 針広混交林化に関する事項	
<b>第4 森林の保全に関する事項</b>	40
1 森林の土地の保全に関する事項	40
(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	42
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	42
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	43
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	

5 その他森林の保全に関する事項	44
(1) 森林の土地売買の監視に関する事項	
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	<b>45</b>
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
<b>第6 計画量等</b>	<b>46</b>
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	46
2 間伐面積	46
3 人工造林および天然更新別の造林面積	47
4 林道の開設および拡張に関する計画	48
5 保安林の整備および治山事業に関する計画	57
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在および面積ならびに要整備森林について実施すべき森林施業の方法 および時期	62
<b>第7 その他必要な事項</b>	<b>63</b>
1 保安林その他制限林の施業方法	63
2 その他必要な事項	74
 (附)参考資料	
1 森林計画区の概況	75
(1) 市町別土地面積および森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別就業者数	
2 森林の現況	78
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 法令により施業について制限を受けている森林・普通林別森林資源表	
(3) 市町別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積	
(6) 樹種別材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	
3 林業の動向	86
(1) 保有山林規模別林家数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 森林組合の現況	
(4) 林業労働力の概況	

(5) 林業機械化の概況	
(6) 作業路網等の整備の概況	
4 前期計画の実行状況	91
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林・天然更新別面積	
(4) 林道の開設および拡張の数量	
(5) 保安林の整備および治山事業に関する計画	
ア 保安林の種類別の面積	
イ 保安施設地区の面積	
ウ 治山事業の数量	
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	
5 森林の異動状況（森林計画の対象森林）	93
(1) 森林より森林以外への異動	
(2) 森林以外より森林への異動	
6 その他	94
持続的伐採可能量	
地域森林計画に関する用語の定義および基準	95

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 計画区における自然的背景

#### ア 位置

越前森林計画区（以下「計画区」という。）は、福井県の北部のいわゆる嶺北地域に位置し、福井市をはじめ7市4町から構成されている。

当地域の北部は石川県、東部は岐阜県に、南部は若狭森林計画区に、西部は日本海に面している。

#### イ 地形

計画区は、岐阜県境方面に広く連なる越美山地、石川県境にそびえる白山火山地とそれに続く加越山地、中央に越前中央山地、西部に丹生山地、南に南条山地の各山地が配列している。このうち白山火山地が最も高くて険しく1,600mから2,000mの火山岳が並び、冬の季節風を受けて降雪量も多い。越美山地は、古生代、中生代の1,000m余りの定高性をもつ高原性山地となっている。その他の山地は、数百mの中山性ないし低山性山地で、南条山地は古く、他は第三紀の新しい山地である。

加越山地と中央山地の西部が断層でずれて福井平野を形成し、その南には丹生、南条中央の3山地に包まれ、山麓と島状小山地に沈降の特色をみせる武生盆地が続き、両者は文殊山の突出部で境界を形成している。また、越美、奥越、加越、中央諸山地の間に大野、勝山盆地があり、福井平野とは地溝状の九頭竜河谷でつながっている。

大野盆地は九頭竜川、真名川、清滝川による扇状地堆積で、武生盆地は主に日野川により、福井平野は九頭竜川、足羽川により、緩い扇状地とそれに続く三角州によって埋積されている。また、福井平野は北に洪積期の隆起による加越台地が、北西には三里浜砂丘が生成して平野の下手をふさいでいるので、軽い盆地状になり湿田が多い。越前町の海岸線から三里浜砂丘、東尋坊の安山岩柱状節理海岸、北潟砂丘にかけては越前加賀海岸国定公園として指定を受けている。

#### ウ 地質および土壤

計画区内の地質を大別すると、中央地域は沖積層よりなる福井平野をはさんで新第三紀層が分布し、奥越地域は新生代の沖積層と洪積層から成り、山岳地帯においては第三紀の安山岩類、古生層・中生層から成っている。丹南地域は古生層が広く分布し砂岩、粘板岩から成り、坂井地域は第四紀洪積層から成り砂礫層が堆積している。

土壤については、福井平野を中心として適潤性褐色森林土が広く分布しているが、北部地域には乾性褐色森林土も分布しており、標高の高い山頂から尾根部にかけては、乾性ポドゾル化土壤もみられる。

#### エ 気候

計画区の気候をみると、山間部、平野部、海岸線とでは相違があるが、概して冬季に降雪量の多い日本海側特有の気候を示している。観測地点の過去5か年の平均気温は14.9°C、年間降水量は2,445mmとなっている。

### (2) 社会経済的背景

#### ア 土地の利用状況

計画区の総土地面積は、309,054haで県土面積の74%となっている。土地利用の状況は農地33,198ha(11%)、森林224,611ha(73%)、その他51,245ha(16%)である。

#### イ 人口の動態

計画区の人口総数は、610,805 人で県総人口の 83%に当たる。人口の推移をみると福井市を中心とした平野部に集中している。全体として減少傾向にあり、特に 10 代から 40 代の人口が減少し、高齢化が依然として進行している。

単位:人

市 町	R6.10.1現在人口	R1.10.1現在人口	人口増減数
越前地域森林計画	福井市	254,776	262,530
	永平寺町	18,307	19,120
	あわら市	26,157	27,577
	坂井市	86,027	88,795
	大野市	28,844	31,264
	勝山市	20,632	22,561
	越前市	78,551	79,889
	鯖江市	67,305	68,533
	池田町	2,148	2,365
	南越前町	9,170	10,135
	越前町	18,888	20,171
計	610,805	632,940	-22,135

#### ウ 地場産業の状況

計画区の産業は第一次産業の稲作を主体とした農林水産業と第二次産業の繊維工業がその主なものであるが、福井市、越前市、鯖江市、あわら市、坂井市では電気機械等工業も盛んである。また、南越地域には地場産業としてめがね枠、漆器、和紙、打刃物等が特産工業として発達しており、特色ある産業が集積し、優れたものづくり技術に支えられた製造業が数多くある。

計画区の就業者数は 327,603 人で、これは総人口の 54%に当たる就業率となっており、産業別に見ると第一次産業 3%、第二次産業 32%、第三次産業 63%である。

#### エ 交通の状況

計画区の鉄道は、令和 6 年 3 月の北陸新幹線の福井～敦賀間が開業し広域的な移動手段としての役割を担う一方、JR 西日本から運行を引き継いだ北陸本線は、ハピラインふくいが担うことになった。これに加え、JR 越美北線、私鉄の福井鉄道、えちぜん鉄道が県民の重要な交通手段として利用されている。

基幹道路としては北陸自動車道のほか国道 8 号等一般国道 10 路線、主要地方道 26 路線があり、県道、市町道と接続して計画区内の観光道路としても大きな役割を果たしている。

さらに、中部縦貫自動車道の建設が進められており、計画期間中には大部分の区間で開通する見通しである。

これらの高速交通網の発達により、災害時における迂回ルートが確保されるとともに、首都圏や中京圏などへの移動時間短縮に伴う交流人口の増加ならびに物流の販路拡大が期待されている。

### (3) 森林・林業の現状

計画区の森林面積は 224,611ha で、総土地面積の 73%を占め、県全体の 74%に比べて若干低くなっている。県民一人当たりの面積についても、県全体の 0.42ha に対し 0.37ha である。

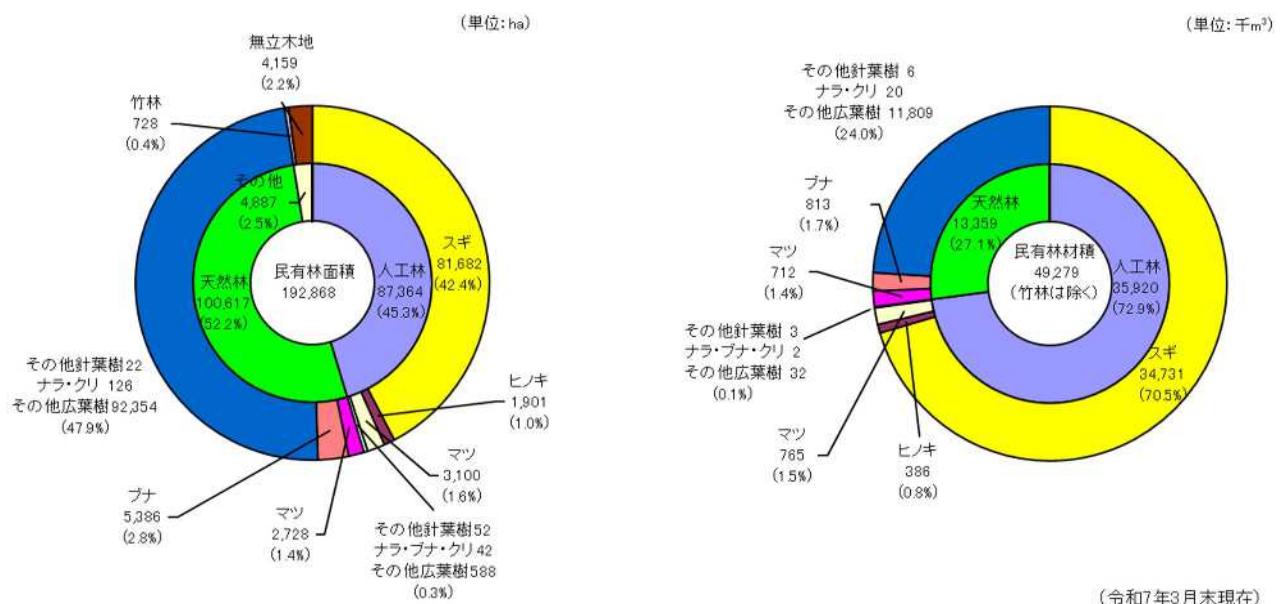
また、国有林については 31,743ha、森林面積の 14%と県全体の 13%と比べ若干高い。

区分	全体		民有林		国有林	
	森林面積	蓄積	森林面積	蓄積	森林面積	蓄積
	(72.0%)	(73.8%)	(70.7%)	(73.7%)	(80.9%)	(74.9%)
越前森林計画区	224,611	52,605	192,868	49,279	31,743	3,325
県全体	312,060	71,267	272,802	66,826	39,258	4,441

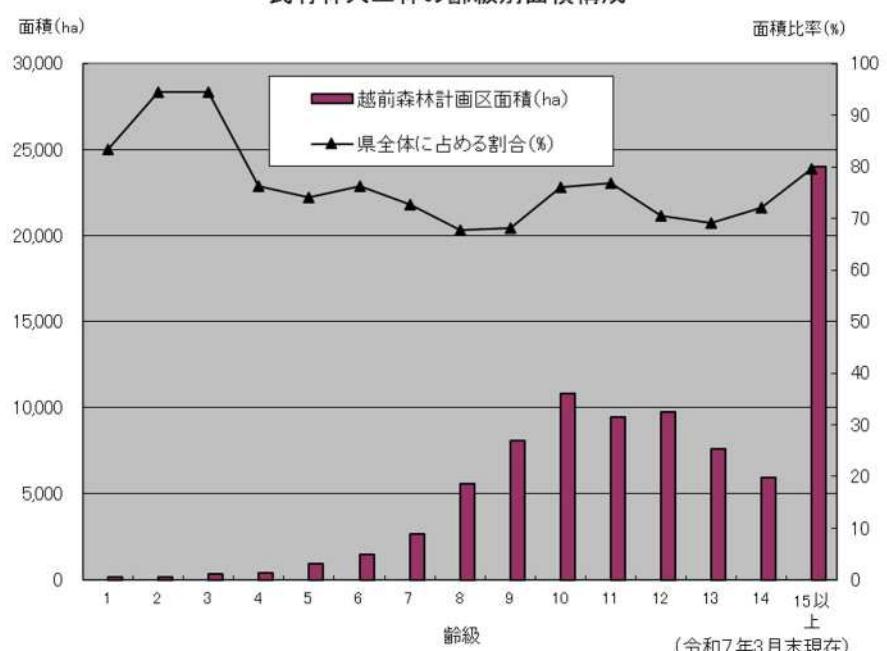
### ア 森林資源の現状

計画区の対象とする民有林 192,868ha のうち人工林は 87,364ha、天然林は 100,617ha、その他 4,887ha となっている。

## 資源構成



### 民有林人工林の齢級別面積構成



#### イ 造林の現状

計画区における過去5年間（令和2年～令和6年）の造林実積は314haで、県全体の86%に相当する。

造林は、昭和54年をピークに減少し、平成に入った頃から林業の中心的な作業は、間伐へと移行した。近年、成熟した森林資源の利用を進める動きを背景に、造林面積も増加する兆しが見えていく。

#### ウ 林道等路網の現状

計画区の令和5年度末の林道（軽車道含む）延長は1,640km、林道密度は8.5m/haで、県平均の7.8m/haに比べ高い。

#### エ 制限林の現状

計画区において、制限林に指定されている民有林面積は、98,844haで民有林面積の51%を占めている。この内訳をみると延べ面積で保安林が73,650ha、砂防指定地9,286ha、自然公園15,143haとなっており、その他にも小面積ながら鳥獣保護区特別保護地区、都市計画区域風致地区、史跡名勝天然記念物等が指定されている。

#### オ 森林経営形態の現状

計画区の民有林面積のうち、公有林の占める割合は15%であり、ほとんどが私有林となっている。

なお、森林の保有規模は5ha未満の林家が全体の75%を占めており、小規模かつ零細となっている。

#### カ 林業労働力の現状

林業就業者は30年前に比べ減少しており、今後、県産材生産量を拡大していくためには林業の担い手の確保・育成が重要である。

このため県では、平成28年に開校したふくい林業カレッジにて林業に関する基本知識や技術習得の研修を行うとともに平成31年4月に創設された森林環境譲与税を活用しながら林業事業体に対し、労働安全対策や経営基盤強化を支援することで新たな担い手の確保・育成に取り組んでいる。

#### キ 木材産業等の現状

計画区内の原木市場は2箇所（県全体4箇所）あり、令和6年度の素材取扱量（県産材）は、県全体の68,182m<sup>3</sup>に対し計画区の49,278m<sup>3</sup>と県全体の72%を占めている。

#### ク 特用林産物の生産量

県産きのこをはじめとする特用林産物は、生産規模が小規模・分散的であり、安価な他県産品や輸入品との競合による市場価格の下落、高齢化による生産者の減少等の要因により、生産量が伸び悩んでいる。

計画区内における特用林産物の生産量は次表のとおりである。

単位:t

区分	しいたけ		なめこ	えのき たけ	ひら たけ	カン タケ	まい たけ	木炭	竹炭	わらび	ゼン マイ	わさび	おう れん	きはだ
	生	乾												
計画区	82.2	1.7	21.1	-	7.0	0.2	121.0	6.9	-	0.7	0.6	0.1	0.7	-
県全体	169.4	2.5	21.1	-	7.0	0.3	121.0	14.1	0.5	1.1	0.6	0.1	0.7	-

※特用林産物の生産量は、令和6年次実績

## 2 前計画の実行結果の概要およびその評価

前計画における前半5か年分の伐採材積、人工造林および天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設または拡張、保安林の整備および治山事業の実行結果の概要およびその評価は次のとおりである。

### (1) 伐採立木材積

区分	計画			実行			実行歩合			単位:千m <sup>3</sup>
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	
総数	565	827	1,392	311	608	919	55%	74%	66%	
針葉樹	531	827	1,358	294	604	898	55%	73%	66%	
広葉樹	34		34	17	4	21	50%		62%	

(注1) 計画欄は、前期計画の前半5か年分 (R3.4.1～R8.3.31) に対応する計画量である。

(注2) 実行欄は、前期計画の前半5か年分 (R3.4.1～R8.3.31) の実行量である。

ただし、本計画の樹立年度 (R7.4.1～R8.3.31) の実行量については見込である。

間伐の実行量は計画量を下回っている。(計画量に対し74%)

また、主伐の実行量は計画量を下回っている。(計画量に対し55%)

これは、木材価格の低迷により主伐による伐採を控えていると推測される。

### (2) 人工造林および天然更新別の造林面積

単位:ha

総数			人工造林			天然更新			単位:ha
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
1,863	345	19%	1,341	112	8%	522	233	45%	

(注) (1)の注に同じ。

主伐の実行量と連動し、人工造林(特に再造林)の実行量が計画量を下回ったと推測される。

### (3) 間伐面積

単位:ha

計画	実行	実行歩合
16,100	12,537	78%

(注) (1)の注に同じ。

間伐面積の実行量は計画量に対し78%と、計画量を下回った。

### (4) 林道の開設および拡張

単位:m、箇所

区分	開設延長			拡張(改良)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	1,986	1,804	91%	91	91	100%
うち林業専用道	422	479	114%			

(注) (1)の注に同じ。

開設は計画を下回った。

拡張(改良)は計画どおり実行した。

(5) 保安林の整備

区分	保安林指定			備考
	計画	実行	実行歩合	
水源涵養のための保安林	600	233	39%	1号
災害防備のための保安林	178	192	108%	2～7号
保健、風致の保存等のための保安林	28	3	12%	8～11号

(注) (1)の注に同じ。

災害防備のための保安林は計画量に対し実行が上回った。

(6) 治山事業

単位:地区

計画	実行	実行歩合
214	166	78%

(注) (1)の注に同じ。

計画量に対し実行が下回った。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の74%を占める森林は、木材等林産物の供給、県土の保全や水源の涵養、生活環境の保全、保健・文化・教育的活動の場の提供、生物多様性の保全、地球温暖化防止に対する二酸化炭素の吸収・固定源として重要な役割を果たしている。

とりわけ、平成16年7月の記録的な豪雨により発生した福井豪雨災害では、下流域に大きな被害をもたらした。このため、県民生活の安全、安心を確保する観点から、災害に強い森づくりが求められている。

このような多様化・高度化する県民の要請に応えるためには、循環を基軸とした森林整備の推進を通じ、森林の有する多面的機能を持続的に發揮させていくことが重要となっており、その状況を的確に把握するため、森林資源調査や森林の区域を明確にする森林G I Sの精度向上や効果的な活用を図る必要がある。

一方、林業については、採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、林業経営のみならず直接県民の生活に関わる森林の公益的機能の低下が懸念される状況になってきている。

さらに、昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、資源量が年々増加している一方で、十分に利用されていないことから、条件の良い森林において循環型林業経営を進めることで、県産材の生産および利用の拡大を図る必要がある。

このため、循環を基軸とした森林施業を継続的に推進していくとともに、災害に強い森づくりを推進するため、森林・林業基本計画および全国森林計画に即しつつ「ふくいの森林・林業の未来を切り拓く基本計画」（令和7年3月策定）と整合を図りながら、本計画区の森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積および林道開設延長等を定めるものとする。

## 4 森林整備の目標に関する基本的な考え方

本計画における森林整備の目標の設定に当たっては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるという基本的な考え方のもと、これらの森林に係る自然的条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全および木材等生産の各機能を高度に発揮させるため、その期待する機能ごとに「水源涵養機能林」、「山地災害防止機能林」、「生活環境保全機能林」、「保健文化機能林」および「木材生産機能林」の5つの区域に区別し、本計画区の望ましい森林の姿を踏まえ、森林の適正な整備および保全の実施により安定的に推移する姿を「指向する森林の姿」として示し、これを長期的な森林整備の目標とする。

この場合、森林の長期的な特性を踏まえ、指向する森林の姿への移行期間はおおむね40年後とし、これに到達する過程として計画期末を中間目標として示すものとする。

なお、この5つの区域について森林整備を効率的に推進する観点から、目指すべき森林の姿を森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全に適した森林」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源の循環利用に適した森林」の2つにゾーニングし、それぞれに応じた森林整備を進めるものとする。

### (1) 環境保全に適した森林

森林の公益的機能の発揮を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を行っていく。

- ・主として水源涵養、山地災害防止機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林については、高齢級の森林や複層林への誘導、針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小および分散等により、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①育成複層林	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	
	②天然生林	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより保全・管理	・天然力により機能が確保される森林
	③育成単層林	・針葉樹単層林は、保育・間伐と伐期の長期化を基本として育成・管理	・緩傾斜な森林

- ・主として生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、自然環境等の保全および創出を基本とし、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①天然生林	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林、すぐれた自然を構成する森林は自然状態での維持を基本として保全・管理	
	②育成複層林	・広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・都市近郊林、里山林等
	③育成単層林	・針葉樹単層林は景観等への影響を配慮し、育成・管理	・里山等の緩傾斜な森林

## (2) 資源の循環利用に適した森林

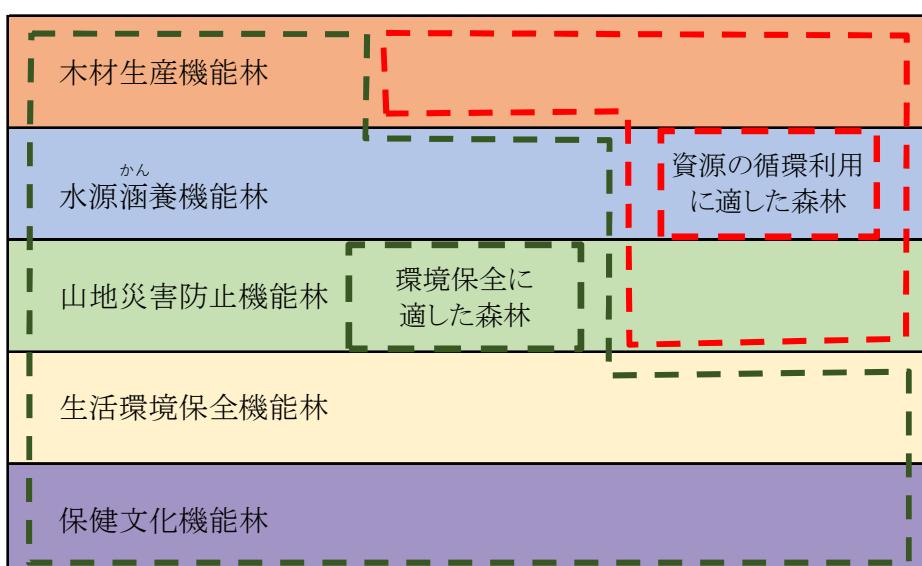
木材の持続的な生産を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を必要に応じて公益的機能の確保に留意しながら行っていく。

- ・主として木材生産機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備、保全を図る。この場合、林道等の基盤整備、木材生産コスト、林業経営方針を十分に考慮するものとする。

なお、水源涵養、山地災害防止の公益的機能を発揮していく必要のある森林については、その機能が持続的に発揮されるよう留意するものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①育成单層林	・高い成長量を有する針葉樹单層林は適切な保育・間伐および多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、单層状態の森林として育成・管理	・緩傾斜
	②育成複層林	・針葉樹单層林は群状・帶状の伐採や択伐等により多様な林齡・齡級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹单層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導	
	③天然生林	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理	・天然力により機能が確保される森林

目指すべき森林の区分と森林機能区分との関係(概念図)



### (3) 人工林における収益性と災害リスクを基にしたゾーニング

森林のうち人工林においては、路網からの距離、地形の傾斜、斜面の崩れやすさ等を基準に収益性と災害リスクの観点からゾーニングを行い、資源の循環利用と環境保全に適した森林整備を推進していく。

- ・ 収益性が高く災害リスクの低い林業適地では、主伐・再造林施業を図るものとする。
- ・ 人家裏などの非皆伐施業が適した地域では、小規模・多間伐施業を図るものとする。
- ・ 収益性の低い林業不適地では、公的整備による針広混交林への誘導など、自然力を活用した施業を図るものとする。



※1 森林の所有と経営を分離し、条件の良い森林において効率的な主伐、再造林・保育を行い収益の向上と適切な再造林を進める循環型の林業。

※2 小規模な道づくり(幅員概ね2.5m以下)と簡易な機械(チェーンソーや小型バックホウ等)により木材生産を行う自立・自営的な林業。山林所有の有無や所有規模に関わらず、他者からの受託も含め森林の経営や管理、施業を自ら行う取組み。

#### (4) 森林整備の目標量

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>/ha

区分	現況 (令和6年度末)	計画期末 (令和17年度末)
総森林面積	192,868	192,868
育成单層林	85,074	83,204
育成複層林	2,290	4,660
天然生林	105,504	105,004
森林蓄積	256	286

(参考)

##### 育成单層林

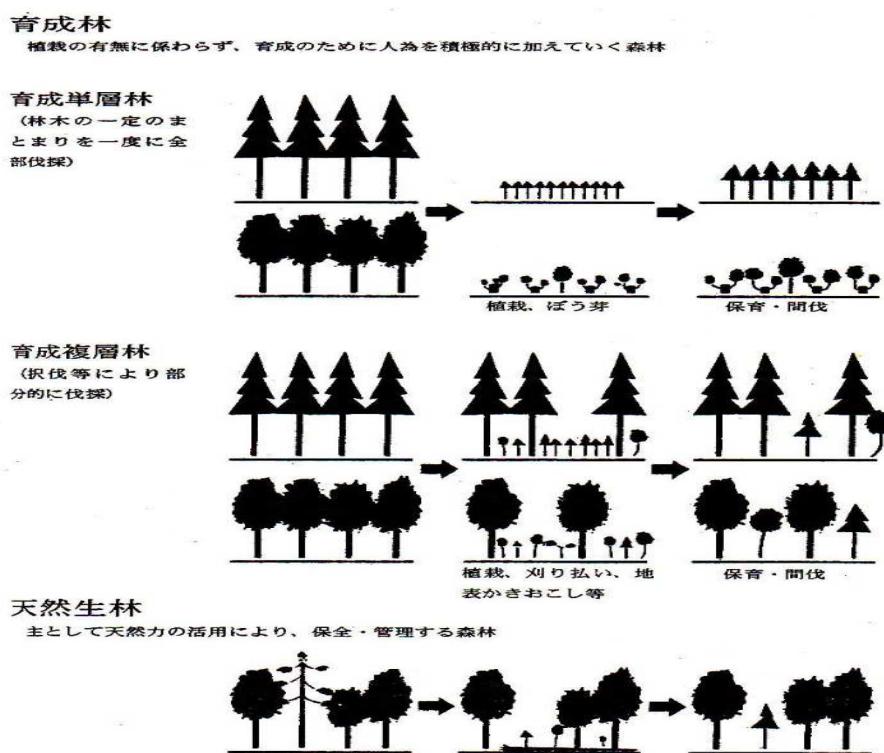
森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により单層状態の森林がこれに相当する。

##### 育成複層林

森林を構成する林木を択伐（抜き伐り）等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持される森林。従来の複層林、育成天然林施業で複層状態の森林の他に、複層状態の針広混交林がこれに相当する。

##### 天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。



## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位 面積:ha

区分	面 積	備 考
総 数	192,868	
越前森林計画区	福井市	31,847
	永平寺町	6,824
	あわら市	4,382
	坂井市	7,316
	大野市	55,181
	勝山市	18,183
	越前市	14,131
	鯖江市	3,131
	池田町	15,582
	南越前町	24,923
	越前町	11,368

(注1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

(注2) 本計画の対象森林は次の事項の対象となる。

- ① 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林および保安施設地区の区域内の森林ならびに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届け出
- ③ 森林法第10条の8第1項の伐採および伐採後の造林の届出（保安林および保安施設地区の区域内の森林を除く。）

(注3) 森林計画図の縦覧場所は、県森づくり課、農林総合事務所、計画区内該当市町役場とする。

(注4) 調査時点：市町森林面積は令和7年3月31日現在による。

(注5) 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

## 第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備および保全の目標

発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備および保全の確保に当たって、森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりである。

なお、特に下記「木材等生産機能」の高い森林においては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・利用や花粉の少ない苗木等の導入を図るものとする。

##### ① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

##### ② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

##### ③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

##### ④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、県民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

##### ⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

##### ⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など

##### ⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

#### (2) 森林の整備および保全の基本方針

##### ア 森林の整備および保全の基本的な考え方

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林G I Sの精度向上や効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の

有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮を期待する機能に応じた整備および保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件および社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重複する機能に応じて水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林および木材生産機能林の5つの区域に区分する。

更に、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全に適した森林」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源の循環利用に適した森林」に大別することとし、

- a 育成単層林における保育・間伐および主伐・再造林の積極的な推進
- b 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- c 天然生林の適正な保全・管理
- d 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- e 森林病害虫・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備および保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業や森林の適正な管理・経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及および定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

#### イ 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備および保全の方針

##### ① 水源涵養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林および地域の用水源として重要なため池、湧水池および渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

##### ② 山地災害防止機能林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、災害に強い県土基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とする。

##### ③ 生活環境保全機能林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森

林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

#### ④ 保健文化機能林

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡・名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成に配慮する等の多様な森林整備を推進する。

また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

#### ⑤ 木材生産機能林

県民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(参考) 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備推進方向

項目	水源涵養機能林 山地災害防止機能林	生活環境保全機能林 保健文化機能林	木材生産機能林
○基本方向	・高齢級の森林への誘導および伐採に伴う裸地面積の縮小 ・分散	・自然環境等の保全・創出	・効率的・効果的な木材資源の活用
○主な施業と誘導方向 (育成単層林)	・針葉樹単層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と伐期の長期化を基本とした単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(里山等の緩傾斜、高生長量)は景観等への影響を配慮した適切な保育・間伐を基本として単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理
(育成複層林)	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導 ・保安林等の天然生林は更新補助等により複層状態の森林として育成・管理	・都市近郊や里山等は、広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齡級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助等により複層状態の森林へ誘導
(天然生林)	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより適切に保全・管理	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林をはじめ、すぐれた自然を構成する森林は必要に応じ植生の復元を図るなど適切に保全・管理	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理

ウ 環境保全に適した森林および資源の循環利用に適した森林と発揮を期待する機能に応じた森林との関係

① 環境保全に適した森林

- ・発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源の循環利用に適した森林を除いた森林
- ・発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

② 資源の循環利用に適した森林

木材の持続的な生産を主目的とする次の基準（目安）をすべて満たす人工林

- ・標高 800m未満（スギの場合。樹種により異なる。）
- ・傾斜 30 度未満
- ・林道からの距離 300m 未満
- ・普通林または禁伐・択伐の指定がない制限林

※但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林などは「資源の循環利用に適した森林」としていく。

(参考) 各区分の区域の考え方

区分	発揮を期待する機能に 応じた森林 (公益的機能等森林)	森林の有する機能
環境保全に 適した森林	・木材生産機能林	・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林
	・水源涵養機能林	・主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林
	・山地災害防止機能林	・主として山地災害防止機能／土壌保全機能の維持発揮を図る森 林
	・生活環境保全機能林	・主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林
	・保健文化機能林	・主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林
資源の循環 利用に適し た森林	—	・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する。)

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積:ha 蓄積:m <sup>3</sup> /ha		
区分	現況 (令和6年度末)	計画期末 (令和17年度末)
総森林面積	192,868	192,868
育成单層林	85,074	83,204
育成複層林	2,290	4,660
天然生林	105,504	105,004
森林蓄積	256	286

(4) 災害に強い森づくりの基本方針

平成16年に発生した福井豪雨の教訓を生かし、県民生活の安全を確保する観点から「山間集落豪雨災害対策検討委員会」の提言を踏まえ、災害に強い森づくりのための森林施業を積極的に推進する。

具体的な森林整備の進め方として、

- ① 草地等未立木地における森林の造成促進
- ② 生育不良な林分における林相の改良
- ③ スギ等人工林における間伐等の実施を通じた根茎発達の促進や下層植生の充実等を推進する。

また、土石流に伴い発生する流木を防止するため、

- ① 溪畔部における立木の根張りの発達促進のための間伐
- ② 河川、溪流部の間伐の処理方法
- ③ 豪雨時の洪水水位以下への植栽の回避等を考慮した森林の管理に努める。

## 2 その他必要な事項

### 多面的な機能の持続的発揮のための森林整備の推進

林業・木材産業は、長期にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲や世代交代等に伴う管理意欲の減退等により、間伐等の手入れ不足の森林が増加しており、このままでは森林の有する多面的な機能の持続的発揮が危惧される状況にある。

このため、森林整備の推進に当たっては、森林計画制度の適切な運用を通じ、森林施業の効率化等による林業採算性の向上、林業・木材産業関係者の連携強化のもとでの県産材の需要拡大、さらに「森林は県民共有の財産である」という認識のもと、森林整備支援に対する県民意識の醸成を図っていくことが必要である。

#### (1) 林業採算性の向上

森林施業に当たっては集落を単位とした施業地の集約化のほか、森林の所有と経営を分離し、林業適地での効率的な主伐・再造林等を推進するとともに、施業地の集約化に対応した林道等路網の整備、高性能林業機械の導入や効率的な運用を通じ、林業採算性の向上を図るものとする。

このため、森林経営計画の樹立に当たっては基本的には林業適地を中心とした一定のまとまりをもった森林区域を対象とし、適切な制度の運用を通じ、森林整備を推進するものとする。

#### (2) 県産材の需要拡大

8万7千haに及ぶ人工林が順次利用可能な段階を迎えてきているが、十分に利用されている状況にはない。このような中、流域を単位として林業、木材産業関係者の連携を強化しつつ、県産材を低コストで安定的に供給し得る体制整備に加え、公共施設や商業施設等の非住宅、また産業用資材での利用拡大や都市圏や海外での販路拡大、さらには県産材の利用に係る普及啓発活動等を通じ需要拡大を図り、循環利用を基軸とした計画的な伐採および造林を促進するものとする。

#### (3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成

森林は山地災害の防止や人間に欠かすことのできない水や酸素を供給するなど、豊かな県民生活を実現するうえで必要不可欠であることから、県民全体で森林を支えていくことが必要であり、「森林は県民共有の財産である」との認識の下、森林整備の必要性について広報に努め、県民の一層の理解の醸成を図るとともに、令和6年度に本県で開催された全国育樹祭の開催理念を継承し「緑と花の県民運動」等の永続的な展開を通じて県民の参画を促進していくものとする。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本としつつ、市町内の気候、地形、土壤等の自然的条件、既往の施業体系、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、動向等を踏まえ立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

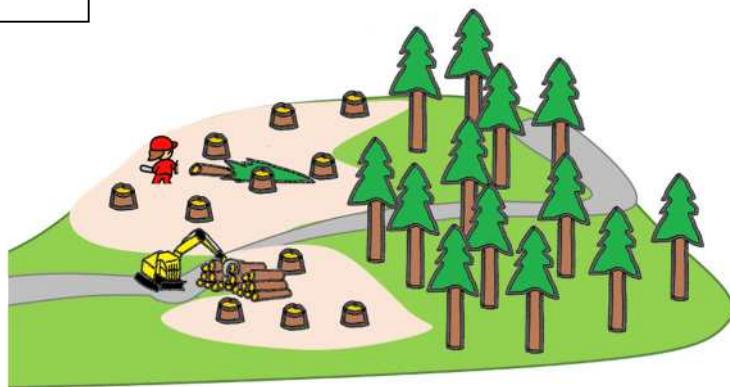
ア 立木竹伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとする。

###### 【皆伐】

皆伐については、主伐のうち択伐以外とする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設けて適切な更新を図ることとする。

皆伐イメージ図

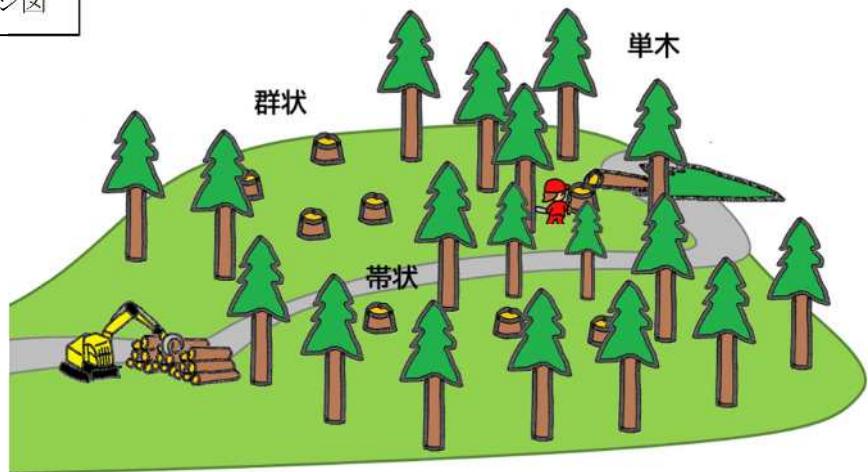


###### 【択伐】

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として材積伐採率を 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）とし、適切な更新を図る。

抾伐イメージ図



イ 主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和3年3月31日付け県材第209号）を考慮しながら、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することができないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

なお、林地の保全、雪崩および落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持増進ならびに渓流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のための必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

また、スギ等の人工林については、今後の花粉の飛散を抑制していくため、伐採後は花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入を図るものとする。

(参考)

① 育成单層林

気候、地形、土壤等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林または萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林および森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、次の事項に留意の上、実施するものとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件および公益的機能の発揮に対する影響度を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適切な更新を図ることとする。

(イ) 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増する等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮し、森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に応じた林齢で伐採するものとする。

② 育成複層林

間伐・抾伐等により部分的に伐採し、複数の層を構成する森林

気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次の事項に留意の上実施するものとする。

(ア) 松くい虫被害林 (アカマツ・クロマツ林)

松くい虫による被害林については、被害木の伐倒駆除等を実施し、下層に人工造林や天然更新により複層林へ誘導するものとする。

(イ) 天然生広葉樹林

ブナ、ミズナラ等を主体とした天然林において、過熟な林木を対象に伐採し、森林の若返りを図り、活力ある森林へ誘導するものとする。

また、生育途上にある森林であっても、有用な樹木を主体に、生育条件の改善のために不用木を伐採し、複層林へ誘導するものとする。

(ウ) 短期二段林

水源涵養機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならないスギ、ヒノキを対象に、主伐の数年から数十年前に利用径級に達した立木を伐採し、下層に造林して短期二段林へ誘導するものとする。

なお、冠雪害等気象災害によって生じた被害木は伐採するとともに、生じた林孔へ造林し、モザイク的択伐林へと誘導するものとする。

(エ) 針広混交林

山地災害防止機能林などで、森林の諸機能の維持増進を継続的に図らなければならないスギ、ヒノキを対象に、段階的に立木を伐採し、下層に高木性広葉樹の植栽や天然更新により複層林へ誘導するものとする。

③ 天然生林

主として天然力の活用により、成立させ維持する森林

気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新および森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次のこと留意の上実施するものとする。

この場合の1箇所当たりの伐採面積および伐採箇所は、育成複層林に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して、市町村森林整備計画で定めるものとする。また、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

大野市の森林は、比較的標高が高く、温量指数も低いことから、基準となる林齢は他の地域に比べ高く定めるものとする。

なお、市町村森林整備計画において定める標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務付けるものではない。また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齢で主伐する場合には、当該森林の自然条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断することとする。

標準伐期齢の目安

地 区	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	ブナ・ミズナラ	その他広葉樹
越前森林計画区 (大野市を除く)	40	45	40	65	25
大野市	45	50	40	65	30

(3) その他必要な事項

該当なし

## 2 造林に関する事項

市町内の気候、地形、土壤等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等地域の実情を勘案し、造林を行う際の樹種選択や方法等、造林に関する事項を定めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材の持続的な生産を主目的とした資源の循環利用に適した森林において行うこととする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定に当たっては、適地適木を基本として、市町の区域内の森林の自然条件、造林種苗の需給動向および木材の利用状況を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、本県の気候に適し、成長に優れかつ花粉の少ない特定苗木や無花粉・少花粉スギなど、各種花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。

市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員または市町の林業担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いることとする。加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### ① 人工造林の植栽本数

主要樹種における 1 ha 当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、生産目標および施業体系や社会的要請等を勘案して幅広く定めるものとする。

人工造林の植栽本数

樹種	植栽本数(本/ha)
スギ	2,000～2,500
ヒノキ	2,000～2,500

なお、植栽本数の決定に当たり、植栽・保育経費の低減を図る場合等ここで示す植栽本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとする。

##### ② 人工造林の標準的な方法の指針

###### (ア) 地拵えの方法

地形に合わせ、全刈り筋置き地拵えまたは、雪害防止と地力維持を図るための地拵え（階段切等）を行うものとする。

#### (イ) 植付け方法

雪害防止と機械下刈りを目的とした長方形植えまたは三角植えとする。また、植付けに当たり、根の乾燥を防ぐとともに、細根を四方に広げたていねい植えとする。

なお、植付け時期は、10月～11月の秋植えまたは、4月の春植えとし、早春のフエーン現象時は、植付けを避けるものとする。

コンテナ苗についても根鉢の乾燥を避けるよう取り扱うとともに、植栽にあたっては、深植に注意し、根鉢と植穴に土を被せ空隙が生じないように植穴の外周から内側に向けて軽く踏み、根鉢の上面より1～2cm程度の高さが植付後の水平面となるように土を寄せておくなど根鉢と土壤を十分に密着することとする。

#### (ウ) その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源の循環利用に適した森林についてはコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、次のとおりとする。

皆 伐	択 伐
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までの期間	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

※植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についても同様とする。

#### (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

##### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の樹種の選定に当たっては、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改訂）に例示されている高木性の在来樹種とする。なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採および帯状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている一部の小高木等についても更新対象樹種に含めることができる。

##### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

萌芽更新については、伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づき更新状況の確認を行うこととし、当該萌芽の優劣が明らかとなる5年目頃に、根または地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数3本～5本を目安として、萌芽整理を行うことを定めるものとする。

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植込みを行うことを定めるものとする。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものについては、原則として、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として定めるものとする。

#### エ 天然更新完了確認に関する指針

天然更新が完了した状態とは、5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数10,000本/haとし、その立木度3以上の状態（天然更新すべき立木の本数3,000本/ha以上）を基準とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

#### （3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存しない森林や天然稚樹の生育が期待できない森林等、天然力による更新が期待されない森林、または周辺の伐採跡地の天然更新の状況から見て更新が図られていない地域については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとする。

また、未立木地が存在する場合や森林の早期回復に対する社会的要請の高い地域は、植栽による更新を積極的に進めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められるものとする。

#### （4）その他必要な事項

該当なし

### 3 間伐および保育に関する事項

既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、計画事項を定めるものとする。

ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化および利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、「環境保全に適した森林」を中心に列状間伐の導入に努めるものとする。

植栽本数を低減した森林においては、地位級や樹冠のうつ閉状況、樹高成長量等を考慮し、目標林型に応じて、必要な間伐を実施するものとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる。

(スギ 2,500 本/ha植栽)

地位	間伐回数	林齢(年)	樹高(m)	間伐率(%)	伐採後の成立本数
上	(自然枯死)				(2,300)
	初回	15	8	10	2,100
	2回目	20	11	14	1,800
	3回目	25	14	17	1,500
	4回目	30	16	27	1,100
	5回目	35	18	27	800
	6回目	45	22	25	600
	(7回目)	60	26	17	500
	(8回目)	80	31	20	400
中	(自然枯死)				(2,000)
	(除伐)	12	5	20	1,650
	1回目	28	11	27	1,200
	2回目	43	16	36	770
	(3回目)	60	21	30	540
	(4回目)	80	24	26	400
下	(自然枯死)				(2,000)
	1回目	28	6	23	1,650
	2回目	43	12	36	1,050
	(3回目)	60	13	30	750
	(4回目)	80	26	26	550
	間伐木の選定方法	間伐木の選定は、林分構造の適性化を図るよう形質不良木等を主として、上記の間伐率を目標とする。			

※( )書きは、大径材を生産する場合の高齢級間伐を示す。

※地位の上中下はそれぞれ特I等地、II等地、IV等地を示す。

※材積に係る伐採率は35%以下とする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、保育の基準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められる。

【スギ】

作業種	林 齢	回数	備 考
根踏み	2年生	1回	融雪直後に植栽木(根浮)の根もとに、土をかけてよく踏み固める。
下刈り	2年生から	7～8回	年1回を原則とするが、雑草繁茂の著しい所では、2回刈りを実施する。 2回刈りは1回目6月、2回目8月中を標準とする。 ※4回目(または4年目)以降の下刈りについては雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施
雪起し	3年生から	8～10回	融雪後直ちに実施する。
つる切り	9年生から	2回	下刈り終了後、つる類の繁茂状況に応じ、除伐時に併せて行う等、適切に実施する。
除 伐	9年生から	2回	生育が阻害されている箇所および阻害されるおそれのある箇所を対象に実施する。
枝打ち	13、17、21 25、30年生	5回	13年生頃から実施し、伐採前10年までに完了する。

※この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり実行に当たっては画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、自然条件等に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

(3) その他必要な事項

除伐、間伐にあっては、山ぎわ地域を重点的に進め、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮および将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成するものとする。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等については、森林の有する公益的機能の別に応じて「公益的機能別施業森林」と「木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分するものとする。

ただし、各機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないような施業方法とするとともに、その区域が分かるよう明示する。

なお、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、公益的機能別施業森林等の区域および公益的機能別施業森林等における施業の方法を定めるものとする。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

森林の保全に関する基本的な事項に示された森林の有する機能のうち、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を設定する。

具体的には、「水源涵養機能林」「山地災害防止機能林」「生活環境保全機能林」「保健文化機能林」とする。

#### ア 区域の設定の基準

##### ① 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ダム集水区域や主要河川上流に位置する森林および地域の用水源等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

##### ② 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

土砂の流出・崩壊その他災害の防備のための森林で、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

##### ③ 生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、風、霧等の自然的要因の影響および騒音や粉じん等人为的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林等の生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

##### ④ 保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

優れた自然景観等を形成する県民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林または地域の生態系や生物多様性の保存に不可欠な森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

なお、森林の構成および配置状況、県民の意向等から判断して、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林につい

ては、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として、その区域を定めるものとする。

#### イ 施業の方法に関する指針

##### ① 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小および分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、自然条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積および期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小および分散ならびに伐採年齢の延長を図るものとする。

##### ② 山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林

（土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

次のaからcの森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、(ウ)の択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、それ以外の森林については、(イ)の複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、(ア)の長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

なお、保健文化機能林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する場合は(エ)の特定広葉樹育成森林を推進すべき森林として定める。

- a 傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所または山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帶または断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗じようで凝縮力の極めて弱い土壤からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林
- b 都市近郊林等に存在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- c 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、広葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能および文化機能の発揮が特に求められる森林等

#### (ア) 長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に發揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期はおおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とすることを定めるものとする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を、防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採するものとする。

#### (イ) 複層林施業を推進すべき森林

複層林の造成に当たっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、伐採を実施して下層木の植栽、または天然更新により実施するものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽する。なお、天然更新を選択した場合は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了を確認する。また、更新が未了と判断される場合にあっては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業または植栽を実施することとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。

また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるものとする。

#### (ウ) 択伐による複層林施業を推進すべき森林

(イ)の方法に加えて、択伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用、生活環境保全機能の特質を阻害しない範囲とするが、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帶状伐採等の小面積皆伐によるものとする。

ただし、材積伐採率についてはいずれも30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

#### (エ) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、または、その状態を維持するため、伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な

更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。

特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特にタケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的なタケの除去を行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材生産機能林

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林とする。

なお、この区域のうち、林地生産力や傾斜、標高等の自然条件ならびに林道からの距離等の社会的条件において施業が有利な区域については、「特に効率的な施業が可能な森林」として設定するものとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材生産機能林

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育および間伐等を推進することを基本とし、特に山ぎわを中心とした森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は原則、植栽による更新を行う。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設および改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備および保全、木材の生産および流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとめり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、山ぎわなどの将来にわたり育成单層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進していくこととする。

#### ○基幹路網の現状（令和5年度末）

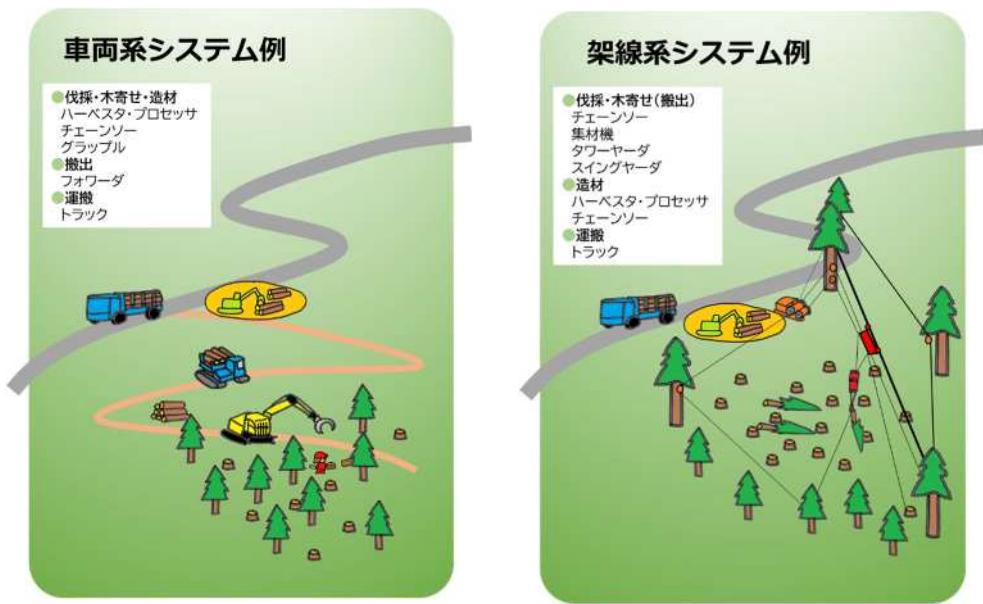
単位 延長:km		
区分	路線数	延長
基幹路網	1,034	1,640
うち林業専用道	5	5.8

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

次表を目安として林道（林業専用道含む）および森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	基幹路網 (林道・林業専用道)
			(林道・林業専用道)
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	110m 以上	30~40m
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	85m 以上	23~34m
	架線系 作業システム	25m 以上	
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	60<50>m 以上	16~26m
	架線系 作業システム	20<15>m 以上	
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5m 以上	5~15m

※「急傾斜地」のく書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。



(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方  
間伐等の森林施業を実施することが望ましいものの既設路線がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備等推進区域とし、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

「林道規程」 「林業専用道作設指針」 「森林作業道作設指針」 「福井県林業専用道作設指針」 「福井県森林作業道作設指針」に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和3年3月31日付け県材第209号）を踏まえ、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて実施する。

また、作業システム・木材生産量に対応した山土場の整備・配置、木材運搬トラックの規格、（木材を出荷先へ直送しない場合）大型トラックへの積替え場所の検討等を十分に行い、伐採から運搬まで一連の工程でのコストの低減を図るものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

ア 路線の選定および施工

路線の選定に当たっては、風致の維持および文化財の保護等に十分考慮した選定を行うものとする。

また、溪流沿いの林道においては、溪流の洪水水位高を考慮した線形を選定するとともに、溪流等の横断箇所における土砂や流木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めることとする。

#### イ 自然環境への配慮

路網の施工に当たっては、現地地形に即した線形を採用し切土盛土法面の縮小に努めるとともに、緑化が必要な場合は在来種を適用することとする。

また、間伐材等の利用促進を図るため、丸太伏工等の木製構造物を積極的に取り入れるなど環境に配慮した工法を採用していく。

#### ウ 林道の維持管理

路網の維持・管理に当たっては、管理主体が定期的にパトロールを行うなど適正な管理に努めるものとする。なお、基幹となる林道など通行量が多い路線については特に留意することとする。

#### エ 林道の利用拡大

福井県で開催された全国植樹祭の開催を契機とした県民運動である「自然を知り伝える運動」を推進するため、林道を活用して森林とのふれあいの場を県民に提供するなど、林道の役割や森林・林業に対する理解の増進に努めるものとする。さらに、林道は災害時の迂回路や資材運搬の代替路など、生活インフラとしての役割も担うことから、これらの機能を活かした利用促進も進めていく。

#### オ 森林作業道の整備

林道と施業対象地を機能的に連結し、保育・間伐等集約的な施業を確保するため、森林作業道の整備を促進するものとする。特に所有規模の小さい森林が多い場合、施業地の集約化を図ることで柔軟な線形の検討を可能にするとともに、傾斜や地形、使用機械等を考慮したうえで必要最小限の延長となるよう、効率的な路網の整備・配置に努めるものとする。

## 6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の森林所有者、森林組合、市町等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の集約化、林業従事者の確保・育成、林業機械化の促進および県産材の流通・加工体制の整備などを以下により総合的に推進する。

### （1）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林組合等による森林施業受委託の促進

不在村森林所有者の増加および森林所有者の高齢化が進んでいる地域等にあっては、森林組合等による施業の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとする。

特に林業適地における主伐・再造林については、循環型林業経営など長期にわたる適正な林業経営を担保するためにも、森林組合等の林業事業体による森林所有者との長期一括契約（ふくい型林業経営モデル）による林業経営を進めるものとする。

#### イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、集落を単位として組織化を図るものとする。

特に、集落が中心となって、森林組合等の林業事業体と連携して地域の森林整備（間伐・主伐）を進めるコミュニティ林業については、県や市町、森林組合等の林業事業体が協力して、合意形成を進めるものとする。

#### ウ 森林施業共同化の指導体制の強化

森林施業共同化の促進に資するため、県（林業普及指導員）、市町、森林組合等が連携し森林所有者に対する指導活動を強化するものとする。

#### エ 境界の整備など森林管理の適正化

間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、航空レーザ測量による情報の提供および開示等、ＩＣＴ技術を活用した森林境界明確化を推進するなど森林管理の適正化を図るものとする。

#### オ 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等

森林の経営管理を森林所有者自らが、実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある森林経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

#### カ 雇用関係の明確化および雇用の安定化

雇用関係の明確化を図るため、事業主は、雇入れ時に林業事業体の名称、雇用期間等を記した雇入通知書を交付するよう普及啓発を行う。

また、雇用の安定化を図るため、経営の多角化や複数の林業事業体との共同化、事業量の安定的確保を進めるとともに、地域条件や自然環境を生かして冬期間の就労を確保し、林業労働者の通年雇用、月給制の導入や社会保険の加入等を促進する。

## （2）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

## （3）林業に従事する者の養成および確保に関する方針

### ア 競争力のある林業事業体を育成

ICT技術の導入や保有機械の改良、設備強化等により、作業効率化や生産拡大を促進する。

### イ 若者や女性等多様な人材が活躍できる就労環境を整備

就業環境改善に必要な設備や安全装備の支援等により、従事者が安心して働く環境を整備するとともに、労務の流動化により通年雇用を確保する。

また、外国人材の適正な受け入れ等については、必要な情報を収集し、関係団体と共有を図る。

### ウ ふくい林業カレッジ等による人材の確保

林業カレッジにおいて安全教育に対する強化や、ICT技術の活用など研修内容の充実により、即戦力となる人材を確保・育成する。

また、林業が果たす役割への理解促進や、林業の魅力の発信により人材を確保する。

### エ 技術力のある人材を育成

施業集約化の核となる森林施業プランナーおよび低コスト生産を行う林業従事者を育成するとともに、主伐の施業手法やICT技術など生産拡大や効率化につながる技術向上研修を開催する。

また、林業事業体同士での技術交流を推進する。

### オ 地域に根差した経営意欲の高い自伐林家を育成

自伐林家（自伐型林業含む）が行う森林整備に必要な技術・知識の習得や労働安全に関する研修会を開催するとともに、木材利用や特用林産物の生産など森林資源を有効活用する取り組みを推進する。

## （4）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

### 高性能林業機械の導入促進

林業生産性の向上、労働強度の軽減および稼働率の向上を図るため、地域に適した高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとする。

このため、林業事業体への機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

また、民間企業等と連携し、作業システムの構築などを進めるものとする。

#### （5）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

充実した森林資源を有効に活用し、適切な森林管理につなげるため、福井県木材トレーサビリティ認証制度を活用するなど、合法伐採木材の流通促進を図るとともに、加工工場の誘致や既存製材工場の連携による木材加工流通体制の強化を通じて県産材の利用拡大を推進するものとする。

特に県内にB材需要がないため、C材として供給する比率が高い状況にあり、原木の質に応じたバランスの良い需要構造とすることが必要となっていることから、県産材の供給拡大の受け皿として、県内にB材の加工工場の誘致を進めるものとする。

また、林地残材等の有効利用や木質バイオマスの地域内利用を図るため、木質バイオマスボイラー等の導入による熱利用を推進するものとする。

さらに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通および利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

#### （6）その他必要な事項

林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における移住・定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

また、自伐林家や地域住民、N P O等の多様な主体による森林資源の利活用等を通じて森林ビジネスの展開を促進し、山村地域の活性化を推進するものとする。

## 7 その他森林の整備に関する事項

### (1) 針広混交林化に関する事項

#### ア 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

#### イ 針広混交林化の方法

針広混交林化に当たっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生するおそれがある箇所については、帯状（横列）、群状（モザイク状）伐採を基本とする。

また、広葉樹の導入に当たっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

##### ① 事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断すること。

##### ② 更新補助作業

必要に応じ造林技術基準で定める地表処理を行うこと。

##### ③ 更新完了基準

伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

(参考)

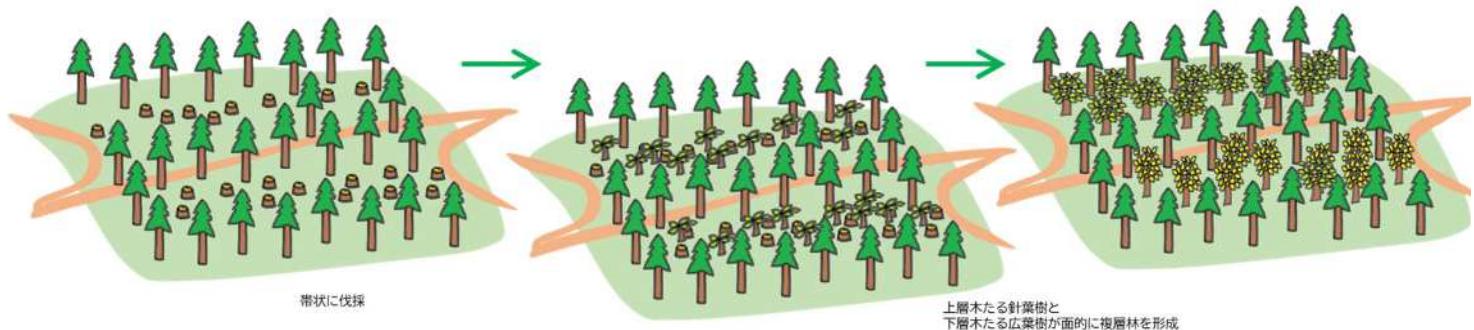
○列状間伐による針広混交林化のイメージ



○群状（モザイク状）伐採によるイメージ



○帶状伐採によるイメージ



## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所 在		面 積 (ha)	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町	地 区(林班)			
総 数		73,036.79		
福井市	7~9,11,12,14~17,19,20,32,33,38~41	5,115.31	1 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。	対象森林 次の保安林及び普通林で、山地災害防止機能等を高度に発揮させる必要のある森林。  (1)水源涵養 (2)土砂流出防備 (3)土砂崩壊防備 (4)干害防備 (5)なだれ防止 (6)魚つき
	52,56~58,60,62,82~87,89,91,97,104,109,113		2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。	
	114,137,138,146,147,150,151,154~167,170,172			
	175~177,186,187,191~193,196~199,201~211,213			
	215~218,220,222,223,225,227~229,239,240			
	242,244,246~249,251~265,278,282~284,286~290			
	299,300,306~308,313,316~318,320,321			
	324,326~329,331,332,335,337,338,340~350			
	352~355,357~364,366,368~375,378~384			
	386,388~392,396,397,415,420,425,427,430,435			
	437,440~442,446,448,450~452,456~459,462			
	463,466,468,471,474~479,481,482,485,486,489			
	492~494,496,498~502,505~508,510~514			
	516~519,530,532~541,545,547~553,555,556,558			
	560,562~565,567,568,570~572,574,576,578~580,583			
	596,598,604~611,614~624,626~630,633~640			
	649,651~653,661,663,664,666			
永平寺町	13~16,21,22,29~38,44,45,66~81,85~87	2,199.14		
	90,95,99~106,108,110,111,116~119,123,124			
あわら市	1,2,7,11,18,24~26,31,32,44,49,53,72	1,043.86		
	73,80~90,94~101,104,105			
坂井市	13,14,20,21,24~30,32,36,38~71,73~81	3,509.12		
	85,87,89~93,95~101,103~105,107,109,110			
	115~118,124,127~131			
大野市	1~3,6~9,11~14,16~19,21~23,	35,720.08		
	25~28,30,32,33,35~57,59~75			
	77~112,115~177,179,180,183~208			
	210~216,218,220,221,224~229,231~235			
	237~239,242~244,246~252,254~257			
	259~262,264~267,269,270,272~274,276,277			
	279,280,283,284,286,287,289~292,296~301			
	303~310,312~314,316,319~332,334,337~339			
	342~344,346~356,358,362~366,371~373,379			
	384,386~389,391,392,401,403~408,410~412,414~424			
	426~441,443~458,461~467,469			
	471~477,479~482,484~498,500~509,511,512			
	515~520,527~531,534~544,546,547,553			
	556~583,585~636,638,639,641,643			
	646~687,689~710,712~726			

所 在		面 積 (ha)	留 意 す べき 事 項	備 考
市 町	地 区(林班)			
勝山市	1,3,13,15,16~29,31~38,42~45,54,63~67	5,304.33	1 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐をさけること。	対象森林 次の保安林及び普通林で、山地災害防止機能等を高度に発揮させる必要のある森林。  (1)水源涵養 (2)土砂流出防備 (3)土砂崩壊防備 (4)干害防備 (5)なだれ防止 (6)魚つき
	69~74,76~78,82~88,90,92,93,95~100		2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど十分土地の保全に留意すること。	
	108~110,112,118~120,122~128,130,132			
	133,135,137~140,142,144~147,149~171			
	173~175,177,179,180,183,185,188,190~196,198			
	207~219,232~236,238~242,250,264,265,			
	271~274,276,277,298,299,304,305,307,308			
越前市	7,8,10,11,20~25,27,33,37,40~43,48,52,58	1,605.78		
	68~71,73,79,84~87,89,90,97,98,108,112,132			
	134,136,137,146,147,149,167,171,180,187,204~206			
	214,225~228,233,242,244,247,250,252			
	254~265,269,274,276,278,279,281~283,286,292			
	293,294,296,297,305,306,308,310,312			
鯖江市	14,19,39,47~53,55,61	286.72		
池田町	1~11,14,16~21,23~46,50~53,55~59,61~64	7,600.92		
	66~75,77~116,118~143,145~148,150~158			
	160~169,171~179,181,187~206,210~240			
	242,244~253,255~263,265,266			
南越前町	1,2,5,7,8,10~17,20,22,23,25,27~34,37	9,179.04		
	39,42~45,47~53,58,61,63~67,69,70,73~82			
	84~93,95~100,103~107,109~123,125,126			
	130~132,134~138,140,146,150,151,153~161			
	163,165~167,169~173,175~178,180,182			
	183,185,186,188,191~199,201~211,215~227			
	229~258,260~285,288~299,302~323			
	326,328~331,337~342,345,346,349,350			
	353,354,356~359,361,363~365,367~387			
	392,393,398,402,405,408,410,413,414,418,420			
	422,423,431,436,439,440~443,448,452~455			
越前町	457,458,461,463~468,471,474,476,477,479,480	1,472.49		
	12,17,33~35,43,49,62,64,67,70,72,74,80,96			
	99~104,106~119,121,122,124,125,127,129			
	130~133,136,140,143,144,146,147,150~155			
	157~163,166~172,175,183,184,190,193,202			
	204,205~211			

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法  
該当なし

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の保全に十分留意するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留工、排水施設等土砂の崩壊、流出防止の施設を設けるなど、適切な保全措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置にあたり、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施などに配慮するものとする。

加えて、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域内で盛土等を行う場合においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに

に、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守させるなど、制度を適正に運用し災害の未然防止に努めるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

## 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の整備を計画的に推進するとともに、必要に応じて既に指定されている保安林の指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

森林整備保全事業計画にも掲げられている、山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させるため、山地災害危険地区において、人家、公共施設、幹線道路（国道、県道）を保全対象に抱える地区を優先し治山事業を進める。その際、流域治水の取り組みと連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策を講じるよう努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等および標識の設置等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータや福井県ニホンジカ保護管理計画モニタリング業務によるデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図るため、地域の実情や地形条件等

に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、テープ巻き等の植栽木の保護措置（維持管理を含む）または捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

#### （2）その他必要な事項

森林経営計画の区域内の森林において人工植栽を計画する場合は、鳥獣害の被害防止対策が必須となっており、被害防止の方法の実施状況を市町において確認すること。確認方法は、実施事業体や森林組合、市町の鳥獣害対策協議会等への聞き取り調査や必要に応じて現地調査を実施するものとする。

### 4 森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

#### （1）森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫被害の防止については、被害の実態を的確に把握し適切な措置を講ずることとする。松くい虫被害やナラ集団枯損被害については、守るべき森林のエリアを限定して樹幹注入などの予防・駆除対策の集中的な実施を推進し、松くい虫被害地については、福井県で開発した抵抗性アカマツや抵抗性クロマツを活用し、松くい虫被害地の復旧などを進めることとする。

#### （2）鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域以外の対象鳥獣による森林被害については、被害対策、個体数管理、生息地対策を総合的に推進する。

具体的には、人工林における剥皮被害等の予防対策や間伐などの森林管理と、防除柵設置を兼ねた管理道の設置、奥山における針広混交林化を進めることとする。

#### （3）林野火災の予防の方針

近年、森林レクリエーションや山菜採取等で森林への入り込み者が増加しており、これに伴って山火事の危険性が増大している。そこで山火事防止意識の普及啓蒙のため、標識類の設置やマスコミを通じた広報活動および関係機関との連携を積極的に推進することとする。

なお、森林病害虫の駆除等のために火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

#### （4）その他必要な事項

森林内における不法投棄や無許可伐採等の早期発見、春先の林野火災多発期における山火事予防のための巡視を重点的に行う。梅雨、台風、豪雨による森林被害や林道等の公共施設への被害を早期に発見し、適切な措置を講ずる。

また、森林の整備については、福井県環境基本計画（令和5年3月改定）における里山里海湖の保全・再生や生物多様性を重視した自然環境の保全再生、また福井県第二種特定鳥獣管理計画－ニホンジカ－（令和4年4月策定）、－イノシシ－（令

和4年4月策定)、ニホンザル(令和4年4月策定)や福井県第二種特定鳥獣管理計画ツキノワグマ(令和7年3月策定)における生息環境ごとの管理、被害防除対策との整合性を図りながら取り組むこととする。

## 5 その他森林の保全に関する事項

### (1) 森林の土地売買の監視に関する事項

#### ア 森林売買の監視に係る基本的事項

森林を売買する場合、農地のような売買規制がなく自由な売買が可能となっている。

一方、森林については無秩序な開発等を防止するため、森林法のもとで、伐採規制や開発規制等が施されているが、森林を適切に管理する意志のない者が森林を所有した場合、無許可や無届の伐採、産業廃棄物不法投棄、地下水等の過剰取水など様々な問題が生じるおそれがある。

このため、特に、ダム上流や生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林については、山林売買を事前に把握して、不適正な利用を抑止するなど監視の強化を図るものとする。

#### イ 監視の強化を図るべき区域

##### ○ ダム上流の森林

- ・ 武周ヶ池ダム(福井市、越前町)
- ・ 滝波ダム(福井市、越前町)
- ・ 仏原ダム(大野市)
- ・ 真名川ダム(大野市)
- ・ 浄土寺川ダム(勝山市)
- ・ 小原ダム(勝山市)
- ・ 総ヶ谷ダム(越前市)
- ・ 龍ヶ鼻ダム(坂井市)
- ・ 永平寺ダム(永平寺町)
- ・ 榊谷ダム(南越前町)
- ・ 広野ダム(南越前町)
- ・ 開谷ダム(越前町)

##### ○ 生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林

##### ○ 水源かん養保安林

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業および公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### （1）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適當であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

特に多様な広葉樹が現存し、多くの地域住民がレクリエーションの場として活用しており、今後、四阿等の施設整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる区域の森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

### （2）その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、県土の保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全および森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）を定めるものとする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林および施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備ならびに利用者の安全および交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全、県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐 針葉樹	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹		
総 数	2,900	2,850	50	1,400	1,350	50	1,500	
前半5か年の計画量	1,450	1,425	25	700	675	25	750	
市町別内訳	福 井 市	666	660	6	396	390	6	270
	永 平 寺 町	112	110	2	72	70	2	40
	あ わ ら 市	91	90	1	51	50	1	40
	坂 井 市	122	120	2	62	60	2	60
	大 野 市	546	530	16	166	150	16	380
	勝 山 市	265	260	5	125	120	5	140
	越 前 市	272	270	2	142	140	2	130
	鯖 江 市	71	70	1	51	50	1	20
	池 田 町	264	260	4	124	120	4	140
	南 越 前 町	288	280	8	118	110	8	170
	越 前 町	203	200	3	93	90	3	110

### 2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総 数	24,700
前半5か年の計画量	12,350
市町別内訳	福 井 市
	4,290
	永 平 寺 町
	600
	あ わ ら 市
	760
	坂 井 市
	1,060
	大 野 市
	6,370

### 3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	3,450	1,450
前半5か年の計画量	1,340	725
市町別内訳	福 井 市	970
	永 平 寺 町	150
	あ わ ら 市	130
	坂 井 市	130
	大 野 市	420
	勝 山 市	200
	越 前 市	410
	鯖 江 市	110
	池 田 町	230
	南 越 前 町	340
	越 前 町	360
		140

#### 4 林道の開設および拡張に関する計画

単位 延長:m 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5か 年分	対図 番号	備考
開設			福井市	南山 横山 線	924	7	○	①	
福井市計				1路線	924		1箇所		
開設									
永平寺町計				0路線	0		0箇所		
福井農林総合事務所計				1路線	924		1箇所		
開設									
あわら市計				0路線	0		0箇所		
開設									
坂井市計				0路線	0		0箇所		
坂井農林総合事務所計				0路線	0		0箇所		
開設									
大野市計				0路線	0		0箇所		
開設									
勝山市計				0路線	0		0箇所		
奥越農林総合事務所計				0路線	0		0箇所		
開設									
越前市計				0路線	0		0箇所		
開設									
鯖江市計				0路線	0		0箇所		
開設			池田町	野尻～千代谷線	870	294	○	④	
開設			池田町	滝の谷線	534	187	○	④	
池田町計				2路線	1,404		2箇所		

単位 延長:m 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5か 年分	対図 番号	備考
開設			南越前町	越前南部線	664	1,444		④	
開設			南越前町	奥野々寺谷線	400	170		④	
開設			南越前町	金粕奥山線	200	86		④	
開設			南越前町	大畠線	300	60		④	
開設			南越前町	大道谷線	300	75		④	
開設			南越前町	中小屋線	300	217		④	
開設			南越前町	広野～桙谷線	3,450	344		④	
開設			南越前町	宅良～堺線	300	786		④	
開設			南越前町	合波～二ツ屋線	300	195		④	
開設			南越前町	荒谷線	300	114		④	
開設			南越前町	小鶴目線	300	74		④	
開設			南越前町	瀬戸線	300	114		④	
開設			南越前町	久喜大谷線	300	148		④	
開設			南越前町	大門寺谷線	300	175		④	
開設			南越前町	菅谷～湯尾線	300	198		④	
開設	林業専用道	南越前町	菅谷～大谷線	2,040	145			④	
開設		南越前町	奥山線	300	220			④	
開設		南越前町	菅谷線	300	176			④	
開設		南越前町	河野線	1,500	67			④	
開設		南越前町	小豆谷線	1,000	48			④	
南越前町計				20路線	13,154		0箇所		
開設									
越前町計				0路線	0		0箇所		
丹南農林総合事務所計				22路線	14,558		2箇所		
越前地域				23路線	15,482		3箇所		

単位 延長 : m 面積 : ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
拡張		(改良)	福井市	赤 岩 線	(1)	204		①	
拡張		(改良)	福井市	三 条 方 線	(1)	314		①	
拡張		(改良)	福井市	白 浜 線	(1)	50		①	
拡張		(改良)	福井市	生 部 線	(1)	34		①	
拡張		(改良)	福井市	漆 前 線	(1)	1,377		①	
拡張		(改良)	福井市	大 矢 線	(1)	37		①	
拡張		(改良)	福井市	上 一 光 線	(1)	37		①	
拡張		(改良)	福井市	二 枚 田 幹 線	(2)	1,377		①	
拡張		(改良)	福井市	大 谷 西 俣 線	(2)	214		①	
拡張		(改良)	福井市	大 谷 東 俣 線	(1)	131		①	
拡張		(改良)	福井市	上 小 谷 線	(2)	17		①	
拡張		(改良)	福井市	奥 平 ～ 高 須 線	(1)	226		①	
拡張		(改良)	福井市	五 太 子 ～ 奥 山 線	(1)	113		①	
拡張		(改良)	福井市	西 鄉 幹 線	(1)	571		①	
拡張		(改良)	福井市	東 大 味 線	(2)	69		①	
拡張		(改良)	福井市	水 谷 線	(1)	77		①	
拡張		(改良)	福井市	上 良 線	(1)	78		①	
拡張		(改良)	福井市	板 ヶ 谷 線	(1)	73		①	
拡張		(改良)	福井市	市 布 線	(1)	91		①	
拡張		(改良)	福井市	瀬 ヶ 口 西 浦 線	(1)	46		①	
拡張		(改良)	福井市	大 釜 線	(1)	71		①	
拡張		(改良)	福井市	小 当 見 向 山 線	(2)	125	○	①	
拡張		(改良)	福井市	上 河 内 線	(1)	337		①	
拡張		(改良)	福井市	黒 谷 ～ 河 内 線	(1)	254		①	
拡張		(改良)	福井市	河 内 本 線	(1)	290		①	
拡張		(改良)	福井市	地 ャ 谷 線	(1)	56		①	
拡張		(改良)	福井市	中 手 線	(1)	189		①	
拡張		(改良)	福井市	波 小 谷 線	(1)	62		①	
拡張		(改良)	福井市	縫 原 支 線	(1)	38		①	
拡張		(改良)	福井市	縫 原 本 線	(1)	123		①	
拡張		(改良)	福井市	向 山 線	(1)	36		①	
拡張		(改良)	福井市	吉 山 線	(1)	74		①	
拡張		(改良)	福井市	越 前 西 部 3 号 線	(1)	918		①	
拡張		(改良)	福井市	梅 ヶ 岩 線	(1)	158	○	①	
拡張		(改良)	福井市	中 手 線	(1)	189	○	①	
拡張		(改良)	福井市	深 之 谷 線	(1)	36	○	①	
拡張		(改良)	福井市	常 森 線	(1)	115	○	①	
拡張		(改良)	福井市	正 ヶ 谷 線	(1)	32	○	①	
拡張		(改良)	福井市	平 尾 本 線	(1)	34	○	①	

単位 延長 : m 面積 : ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
拡張		(舗装)	福井市	越前西部四号線	5,000	824		①	
拡張		(舗装)	福井市	美山線	4,172	307	○	①	
拡張		(舗装)	福井市	美山線	6,400	1,550	○	①	
拡張		(舗装)	福井市	大仏線	4,500	3,177	○	①	
拡張		(舗装)	福井市	南山槇山線	935	9	○	①	
福井市計	(改良)			39路線	(44)		7箇所		
	(舗装)			5路線	21,007		4箇所		
拡張		(改良)	永平寺町	大仏線	(1)	975		①	
拡張		(改良)	永平寺町	片山線	(1)	45		①	
拡張		(改良)	永平寺町	篠尾～上吉野線	(1)	41		①	
拡張		(改良)	永平寺町	志比堺線	(1)	47		①	
拡張		(改良)	永平寺町	下吉野線	(1)	10		①	
拡張		(改良)	永平寺町	平野山線	(1)	35		①	
拡張		(改良)	永平寺町	南熊谷線	(1)	43		①	
拡張		(改良)	永平寺町	堰谷線	(1)	22		①	
拡張		(改良)	永平寺町	後谷線	(1)	349		①	
拡張		(改良)	永平寺町	上浄法寺線	(1)	788		①	
拡張		(改良)	永平寺町	幸当谷千線	(1)	19		①	
拡張		(改良)	永平寺町	諏訪間大谷線	(1)	38		①	
拡張		(改良)	永平寺町	谷口大谷線	(1)	63		①	
拡張		(改良)	永平寺町	寺本線	(1)	19		①	
拡張		(改良)	永平寺町	柄原本線	(1)	215		①	
拡張		(改良)	永平寺町	轟線	(1)	218		①	
拡張		(改良)	永平寺町	鳴鹿線	(1)	94		①	
拡張		(改良)	永平寺町	水谷線	(1)	20		①	
拡張		(改良)	永平寺町	山～城山線	(1)	248		①	
拡張		(改良)	永平寺町	大杉谷線	(1)	56		①	
拡張		(改良)	永平寺町	法寺岡線	(1)	14		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	市野々大谷線	500	175		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	下浄法寺線	500	53		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	竹原本線	600	336		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	竹原2号線	500	114		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	市野々大谷線	1,000	175		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	後谷線	1,800	349		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	大杉谷線	500	56		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	釜ヶ渕線	1,000	45		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	上浄法寺線	1,500	788		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	幸当谷線	500	19		①	

単位 延長 : m 面積 : ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
拡張		(舗装)	永平寺町	諏訪間大谷線	600	38		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	谷口大谷線	500	63		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	寺本線	800	19		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	栄原本線	1,250	215		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	轟線	1,000	218		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	鳴鹿線	1,500	94		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	水谷線	400	20		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	山～城山線	5,000	248		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	吉波線	500	87		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	口夕口谷線	500	44		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	光明寺線	700	74		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	法寺岡線	500	14		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	下浄法寺線	500	53		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	浅見本線	1,500	196		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	大谷1号線	700	7		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	大谷1号支線	300	23		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	大谷2号線	1,000	100		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	山王本線	3,500	377		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	竹原本線	1,500	336		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	平野山線	600	35		①	
拡張		(舗装)	永平寺町	浅見2号線	450	164		①	
永平寺町計	(改良)			21路線	(21)		0箇所		
	(舗装)			31路線	31,700		0箇所		
福井農林総合事務所計	(改良)			60路線	(65)		7箇所		
	(舗装)			36路線	52,707		4箇所		
あわら市計	(改良)			3路線	(16)		0箇所		
	(舗装)			0路線	0		0箇所		
拡張	(改良)	あわら市		清滝線	(5)	284		②	
拡張	(改良)	あわら市		市野々刈安線	(10)	539		②	
拡張	(改良)	あわら市		剣ヶ岳線	(1)	1,074			
あわら市計	(改良)			3路線	(16)		0箇所		
	(舗装)			0路線	0		0箇所		
拡張	(改良)	坂井市		河内～南谷線	(4)	2,002	○	②	
拡張	(改良)	坂井市		豊原～近庄線	(4)	271		②	
拡張	(改良)	坂井市		岩ヶ谷線	(3)	43		②	
拡張	(改良)	坂井市		曾谷～豊原線	(5)	100	○	②	
拡張	(改良)	坂井市		岩屋線	(4)	31	○	②	
拡張	(舗装)	坂井市		剣ヶ岳線	2,700	361	○	②	

単位 延長 : m 面積 : ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
坂井市計	(改良)			5路線	(20)		3箇所		
	(舗装)			1路線	2,700		1箇所		
坂井農林総合事務所計	(改良)			8路線	(36)		3箇所		
	(舗装)			1路線	2,700		1箇所		
拡張	(改良)	大野市	奥 越 線	(1)	2,227	○	③		
拡張	(改良)	大野市	大 野 ・ 池 田 線	(1)	723	○	③		
拡張	(改良)	大野市	春 木 谷 線	(1)	250	○	③		
拡張	(改良)	大野市	三 面 線	(2)	422	○	③		
拡張	(改良)	大野市	細 ケ 谷 線	(1)	2,713	○	③		
拡張	(改良)	大野市	ミ ノ 又 線	(1)	1,974	○	③		
拡張	(改良)	大野市	知 奈 洞 線	(1)	1,609	○	③		
拡張	(改良)	大野市	亥 向 谷 線	(1)	1,485	○	③		
拡張	(改良)	大野市	野 ャ 小 屋 線	(1)	1,110	○	③		
拡張	(改良)	大野市	紐 谷 線	(1)	641	○	③		
拡張	(改良)	大野市	湯 の 谷 線	(1)	421	○	③		
拡張	(改良)	大野市	谷 山 線	(1)	315	○	③		
拡張	(改良)	大野市	久 沢 支 線	(1)	251	○	③		
拡張	(改良)	大野市	宝 慶 寺 ・ 千 本 杉 線	(1)	239	○	③		
拡張	(改良)	大野市	和 佐 谷 線	(1)	232	○	③		
拡張	(改良)	大野市	水 谷 線	(1)	98	○	③		
拡張	(改良)	大野市	鍋 ケ 平 線	(1)	88	○	③		
大野市計	(改良)		17路線	(18)		18箇所			
	(舗装)		0路線	0		0箇所			
拡張									
勝山市計	(改良)		0路線	(0)		0箇所			
	(舗装)		0路線	0		0箇所			
奥越農林総合事務所計	(改良)		17路線	(18)		18箇所			
	(舗装)		0路線	0		0箇所			
拡張	(改良)	越前市	三 ツ 木 谷 線	(1)	93		④		
拡張	(改良)	越前市	国 名 線	(1)	27		④		
拡張	(改良)	越前市	東 山 線	(1)	50		④		
拡張	(改良)	越前市	長 谷 赤 谷 線	(1)	113		④		
拡張	(改良)	越前市	高 尾 山 清 根 線	(4)	70	○	④		

単位 延長 : m 面積 : ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
拡張		(改良)	越前市	尾 畑 線	(1)	16		④	
拡張		(改良)	越前市	東 日 野 線	(1)	141	○	④	
拡張		(改良)	越前市	高 岸 線	(1)	54	○	④	
拡張		(舗装)	越前市	越 前 南 部 線	3,240	468	○	④	
拡張		(舗装)	越前市	鴨 谷 線	1,495	50		④	
拡張		(舗装)	越前市	総 ケ 谷 線	3,390	141		④	
拡張		(舗装)	越前市	天 城 線	2,000	64		④	
拡張		(舗装)	越前市	深 山 線	1,080	78		④	
越前市計	(改良)			8路線	(11)		3箇所		
	(舗装)			5路線	11,205		1箇所		
拡張		(改良)	鯖江市	上 河 内 尾 花 線	(1)	125		④	
拡張		(改良)	鯖江市	荒 谷 線	(1)	115	○	④	
拡張		(改良)	鯖江市	城 山 線	(1)	44		④	
拡張		(改良)	鯖江市	別 司 線	(1)	28		④	
拡張		(改良)	鯖江市	尾 花 2 号 線	(1)	22		④	
拡張		(改良)	鯖江市	砥 山 線	(1)	68		④	
拡張		(改良)	鯖江市	尾 花 線	(1)	56	○	④	
拡張		(改良)	鯖江市	三 ツ 峰 線	(1)	108	○	④	
拡張		(舗装)	鯖江市	荒 谷 線	1,400	109		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	尾 花 2 号 線	200	22		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	上 河 内 尾 花 線	610	125		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	沢 線	1,500	57		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	城 山 線	1,714	44		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	三 ツ 峰 線	2,145	108		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	上 戸 口 線	680	16		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	巳 ノ 松 線	665	24		④	
拡張		(舗装)	鯖江市	上 河 内 間 地 線	400	57		④	
鯖江市計	(改良)			8路線	(8)		3箇所		
	(舗装)			9路線	9,314		0箇所		
拡張		(改良)	池田町	冠 山 線	(1)	816		④	
拡張		(改良)	池田町	高 野 線	(1)	129		④	
拡張		(改良)	池田町	荒 谷 線	(1)	187		④	
拡張		(改良)	池田町	西 青 線	(1)	252		④	
拡張		(改良)	池田町	平 双 線	(1)	14		④	
拡張		(改良)	池田町	唐 木 谷 線	(1)	66		④	
拡張		(改良)	池田町	岩 ツ ボ 谷 ・ 小 山 平 線	(1)	35		④	
拡張		(改良)	池田町	寺 谷 線	(1)	75		④	

単位 延長 : m 面積 : ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
拡張		(改良)	池田町	金 見 谷 線	(1)	165		④	
拡張		(改良)	池田町	小 部 子 線	(1)	54		④	
拡張		(改良)	池田町	フ ジ 黒 線	(1)	59		④	
拡張		(改良)	池田町	大 口 谷 線	(1)	54		④	
拡張		(改良)	池田町	藏 谷 線	(1)	59		④	
拡張		(改良)	池田町	桑 の 谷 線	(1)	94		④	
拡張		(改良)	池田町	野 尻 ～ 千 代 谷 線	(2)	262		④	
拡張		(改良)	池田町	常 安 ～ 皿 尾 線	(1)	42		④	
拡張		(舗装)	池田町	辻 ～ 中 出 線	780	14		④	
拡張		(舗装)	池田町	大 市 波 線	3,334	482		④	
拡張		(舗装)	池田町	角 間 谷 線	812	58		④	
拡張		(舗装)	池田町	下 荒 谷 線	1,500	219		④	
拡張		(舗装)	池田町	白 谷 線	1,150	72		④	
拡張		(舗装)	池田町	杣 木 俣 線	1,580	469		④	
拡張		(舗装)	池田町	曲 谷 線	500	27		④	
拡張		(舗装)	池田町	水 吞 谷 線	770	52		④	
拡張		(舗装)	池田町	山 田 ～ 清 水 谷 線	9,051	339		④	
拡張		(舗装)	池田町	大 野 ～ 池 田 線	5,879	1,079	○	④	
池田町計	(改良)			16路線	(17)		0箇所		
	(舗装)			10路線	25,356		1箇所		
拡張		(改良)	南越前町	杣 ノ 木 ～ 山 中 線	(1)	519		④	
拡張		(改良)	南越前町	塚 線	(1)	180		④	
拡張		(改良)	南越前町	菅 谷 ～ 湯 尾 線	(1)	198		④	
拡張		(改良)	南越前町	小 倉 谷 線	(1)	710		④	
拡張		(改良)	南越前町	目 舞 谷 線	(1)	344		④	
拡張		(改良)	南越前町	大 門 線	(1)	76		④	
拡張		(改良)	南越前町	北 谷 線	(1)	80		④	
拡張		(改良)	南越前町	中 小 屋 寺 谷 線	(1)	103		④	
拡張		(改良)	南越前町	法 建 線	(1)	39		④	
拡張		(改良)	南越前町	清 水 線	(1)	91		④	
拡張		(改良)	南越前町	越 前 西 部 1 号 線	(1)	653		④	
拡張		(改良)	南越前町	今 泉 線	(1)	128		④	
拡張		(改良)	南越前町	山 王 線	(1)	126		④	
拡張		(改良)	南越前町	荒 倉 谷 線	(1)	71		④	
拡張		(改良)	南越前町	赤 荻 谷 線	(1)	75		④	
拡張		(改良)	南越前町	阿 寺 山 線	(1)	185		④	
拡張		(改良)	南越前町	野 田 谷 線	(1)	48		④	
拡張		(舗装)	南越前町	越 前 南 部 線	7,300	1,444		④	

単位 延長：m 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半5 か年分	対図 番号	備考
拡張		(舗装)	南越前町	今庄・池田線	2,600	497		④	
拡張		(舗装)	南越前町	菅谷～湯尾線	5,000	198		④	
拡張		(舗装)	南越前町	赤萩谷線	2,300	75		④	
拡張		(舗装)	南越前町	阿寺山線	500	185		④	
拡張		(舗装)	南越前町	具谷線	1,892	50		④	
南越前町計	(改良)			17路線	(17)		0箇所		
	(舗装)			6路線	19,592		0箇所		
拡張		(改良)	越前町	越前西部1号線	(1)	125		④	
拡張		(改良)	越前町	越前西部2号線	(1)	951	○	④	
拡張		(改良)	越前町	越前西部3号線	(1)	1,152	○	④	
拡張		(改良)	越前町	中畠線	(1)	21		④	
拡張		(改良)	越前町	座ヶ岳線	(1)	63		④	
拡張		(改良)	越前町	林河内線	(1)	77		④	
拡張		(改良)	越前町	厨～小曾原線	(1)	527		④	
拡張		(改良)	越前町	梅浦線	(1)	175		④	
拡張		(改良)	越前町	小川～越知山線	(1)	258		④	
拡張		(舗装)	越前町	脇谷線	100	46		④	
越前町計	(改良)			9路線	(9)		2箇所		
	(舗装)			1路線	100		0箇所		
丹南農林総合事務所計	(改良)			58路線	(62)		8箇所		
	(舗装)			31路線	65,567		2箇所		
越前地域	(改良)			143路線	(181)		36箇所		
	(舗装)			68路線	120,974		7箇所		

## 5 保安林の整備および治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等ならびに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積については、次のとおり定める。

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面 積	備 考		単位 面積:ha
		うち前半5か年分		
総数(実面積)	79,397	79,222	保安林率 41.2%	
水源涵養のための保安林	68,166	68,066	1号	
災害防備のための保安林	10,004	9,949	2~7号	
保健、風致の保存等のための保安林	7,684	7,664	8~11号	

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

#### ② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

種 別		面 積	前半5か年の計画面積	単位 面積:ha
指 定	水源涵養のための保安林	200	100	
	災害防備のための保安林	110	55	
	保健、風致の保存等のための保安林	40	20	
解 除	水源涵養のための保安林	2	2	
	災害防備のための保安林	3	3	

単位 面積:ha

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5か年 の計画数量	指定または 解除を必要 とする事由	備考
		市町	区域				
指定	水源涵養 のため の保安林	福井市		13	6	水資源の確保 のため	
		永平寺町		7	3		
		あわら市		3	2		
		坂井市		11	5		
		大野市		95	49		
		勝山市		15	8		
		越前市		4	2		
		鯖江市		1	0		
		池田町		20	10		
		南越前町		27	13		
		越前町		4	2		
		小計		200	100		
指定	災害防備 のため の保安林	福井市		12	5	土砂流出・土砂 崩壊防備のため	
		永平寺町		1	1		
		あわら市		1	1		
		坂井市		2	1		
		大野市		61	30		
		勝山市		4	2		
		越前市		3	2		
		鯖江市		1	1		
		池田町		13	6		
		南越前町		11	5		
		越前町		1	1		
		小計		110	55		
指定	保健、風致 のため の保安林	福井市		2	1	保健休養に 資するため	
		永平寺町		6	3		
		あわら市		5	2		
		坂井市		2	1		
		大野市		17	9		
		勝山市		1	0		
		越前市		1	0		
		鯖江市		0	0		
		池田町		3	2		
		南越前町		1	1		
		越前町		2	1		
		小計		40	20		
解除	水源涵養 のため の保安林	福井市		1	1	公益上の理由	
		南越前町		1	1		
		小計		2	2		
	災害防備 のため の保安林	池田町		3	3	公益上の理由	
		小計		3	3		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林			13,600	13,600	6,800
災害防備のための保安林			2,000	2,000	1,000
保健、風致のための保安林			1,500	1,500	750
合計			17,100	17,100	8,550

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(前期)

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地 区数	主な工種	備考
市町村	旧市町村	区域			
福井市	福井市	国 見	3	渓間工、山腹工、森林整備	
		鷹 巣	2	渓間工	
		宮 ノ 下	2	渓間工	
		殿 下	3	渓間工、森林整備	
		安 居	1	渓間工	
		西 安 居	3	渓間工、森林整備	
		福 井	1	森林整備	
		本 郷	2	渓間工、森林整備	
		麻 生 津	1	渓間工	
		上 文 殊	1	渓間工	
福井市	清水町	天 津	1	森林整備	
		志 津	1	渓間工	
	美山町	芦 見	1	森林整備	
		上 味 見	4	渓間工、森林整備	
		下 味 見	2	渓間工、森林整備	
		上 宇 坂	1	森林整備	
		下 宇 坂	3	渓間工、山腹工、森林整備	
		羽 生	2	渓間工	
	越廻村	下 岬	3	森林整備	
		越 廻	4	渓間工、山腹工	
永平寺町	永平寺町	志 比 谷	2	山腹工、森林整備	
		下 志 比	1	森林整備	
		淨 法 寺	2	地すべり防止、森林整備	
	松岡町	吉 野	1	森林整備	
	上志比村	上 志 比	3	渓間工、森林整備	
あわら市	芦原町	北 濁	2	突堤工、森林整備	
		細 呂 木	3	突堤工、森林整備	
	金津町	劍 岳	4	渓間工	
		坪 江	1	渓間工	
坂井市	丸岡町	竹 田	2	渓間工	
		鳴 鹿	1	渓間工	
大野市	大野市	上 庄	10	渓間工、森林整備	
		西 谷	10	渓間工、森林整備	
		小 山	7	渓間工、森林整備	
		阪 谷	3	森林整備	
		五 箇	15	渓間工、山腹工、森林整備	
	和泉村	下 庄	2	森林整備	
		上 穴 馬	5	森林整備	
		下 穴 馬	12	渓間工、森林整備	

(前期)

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町村	旧市町村	区域			
勝山市	勝山市	野向	7	渓間工、山腹工、森林整備	
		北郷	1	森林整備	
		鹿谷	3	森林整備	
		平泉寺	3	森林整備	
越前市	武生市	王子保	1	渓間工	
鯖江市	鯖江市	朝日	1	渓間工	
池田町	池田町	下池田	1	渓間工、森林整備	
		上池田	2	渓間工、森林整備	
南越前町	南条町	北杣山	2	渓間工、森林整備	
	今庄町	今庄	3	渓間工、森林整備	
		堺	2	渓間工、森林整備	
		宅良	2	渓間工、森林整備	
		鹿蒜	4	渓間工、山腹工、森林整備	
		湯尾	1	森林整備	
	河野村	河野	10	渓間工、山腹工、森林整備	
越前町	朝日町	糸生	8	渓間工、山腹工、森林整備	
		朝日	1	渓間工	
	織田町	萩野	1	渓間工、森林整備	
		宮崎	2	山腹工、森林整備	
	織田	田	1	森林整備	
	越前町	四ヶ浦	3	山腹工、森林整備	
		崎城	2	山腹工、森林整備	
合計			188		

(後期)

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町村	区域			
福井市		33	渓間工、山腹工、森林整備	
永平寺町		8	森林整備、地すべり防止	
あわら市		3	渓間工、突堤工、森林整備	
坂井市		3	渓間工、突堤工、森林整備	
大野市		43	渓間工、山腹工、森林整備	
勝山市		9	渓間工、山腹工、森林整備	
越前市		3	渓間工、山腹工、森林整備	
鯖江市		3	渓間工、山腹工、森林整備	
池田町		14	渓間工、山腹工、森林整備	
南越前町		15	渓間工、山腹工、森林整備	
越前町		9	渓間工、山腹工、森林整備	
合計		143		

前期、後期総計・・・331 地区

6 要整備森林の所在および面積ならびに要整備森林について実施すべき森林施業の方  
法および時期

該当なし

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町	区域		伐採方法	その他		
		林班					
1 水源かん養保安林 (11)	福井市	7,8,11,12,15～17,38～40 82～84,91,109,150,151,154 161～167,170,202,203,204,206～210 215～218,227,229,239,240,246～249 252～255,257,260,262～264,278,283 284,286～290,306,307,316～318 326,327,335,337,338,341～344 347～349,352,353,357,360,362～364 366,368～370,372～374,384,390 456～459,477,478,489,496,500 502,506～508,510～513,516～518 539,540,545,547～553,562～565 567,568,570～572,576,620 621,623,624,626～630,636,664	4,098.02	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊しまたは流出するおそれがあると認められるものおよびその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、伐採を定めない。 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3 伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される伐率を乗じて得た数に相当する材積を越えないものとする。 伐率は当該森林の年成長率に前回の伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)			
	永平寺町	13～15,22,29～38,44,45 66～81,85～87,95,99～106,108 110,111,116～119,123,124	2,174.13				
	あわら市	72,73,80～88,94～101,104,105	997.09				
	坂井市	25～30,36,38～71,73～81,85,87 89～91,97～101,103～105,107 109,115,116,124,127～131	3,445.84				
	大野市	1,6～9,11～14,17～19,21,22,25～28 48,50～57,62～75,78,79,81～83 85～104,106～109,115～138,140～168 171,172,174～176,179,180 186～192,200～203,205～208 210～214,216,220,224,225,229 231～235,237～239,242,246～252 260～262,264～267,269,270,272～274,276 277,279,280,283,290,291,296,297 299～301,303～310,313,314,316,319 324～326,328～330,337～339 342,343,346～356,358,362～365 371～373,379,386,387,406～408 410,412,415～419,423,424,430～433 435～441,443,444,446,448～452 454～458,461～467,469,471,475,476 479,481,482,484～486,488～497 500～509,511,512,515～520,527～530 534～539,541,543,544,546,547 556～559,562～571,573～576,579 582,585～619,621～627,629,630 634～636,638,639,641,643,646 648～661,664,665,668～673,675 677,679～687,690,692,694～710 713,715～726	30,629.60				
	勝山市	13,15～28,32～36,43,44,64,67 70～72,76,78,88,92,93,97～99 118,120,123～128,130,137～140 144～147,149～171,175,190～196 198,207～219,232,233,235,236 239～242,298,299,304,305,308	4,898.21				
	越前市	8,21,22,24,27,37,40～43,48 52,58,68～71,73,79,84～87,89,90 98,108,187,204～206,214,225～228 244,258～261,263,274,278 281～283,293,294,305	1,302.73				
	鯖江市	47～53,61	224.22				
	池田町	1,3～5,7～9,14,18,19,21,23,25～32 34～43,45,46,50～53,55～58,71 73～75,77～112,118～125,127,129 130～132,134,135,138～142,145 148,150,151,153～158,161,162 166～169,171,172,175,176,181 187～194,197～200,202～206 211～214,216～224,226～235 247～250,255～261,265,266	6,574.92				

単位 面積:ha

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考		
	市町	区域			伐採方法	その他			
		林班							
1 水源かん養保安林 (11)	南越前町	1,2,5,10,12~17,20,29,30,32~34 39,42~45,48,49,64,75~82 84~92,95~100,103~107,111~123 130~135,137,150,160,161,165~167 169~172,191~199,201~211,215 219~227,230~248,255~258 265~267,271,273~280,282,288~299 303,306~315,317~319,321,323,337 339,345,346,350,353,354,357,359 361,363~365,371,372,374,378~385 405,408,413,414,440,441,443,452,453 457,463,467,468,474,476,477,479,480	8,180.18						
		43,62,106,107,108,110,113,117~119 121,122,125,143,146,150,157~160 163,183,193,202,204~211	1,362.37						
		計	63,887.31						
2 土砂流出防備保安林 (12)	福井市	14,19,32,33,40,52,56~58,85,86 113,114,155~160,162~167,172,186 187,196~199,202,208,209,211,220 222,225,227,229,244,247,251,256,259 261,262,282,300,313,331,332,341,345 350,354,355,358,361,374,378,380 382,390~392,396,397,442,451,476 477,481,482,494,500,505,513,514,516 518,519,532~540,550,551,553,555 560,562,563,567,576,580,583 605~611,614,615,617~621,623,624 628,633,649,652,663,664,666	674.52	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがある認められる森林にあっては禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐 4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。					
		53,72,73	14.19						
		41,92,93,96,115	43.92						
		大野市 2,3,7,8,18,30,32,33,35,40~49 51~53,57,59~64,72,74,75,77,79,80 84~86,94,97,105,110~112,132,137 139~143,153,159,163,164,168~170 173,176,177,183~186,193~199 203,212,215,216,218,221,226~228 243,244,254,256,257,259,284,296 298,300,312,316,320~323,326~328 331,332,334,342,346,358,389,405 407,408,411,412,414,418~420,422 423,428~430,434,447,451,453 455,457,463,464,472,474,480,481 530,531,538,542,553,560,561,570 572,575,577~583,589,621,625,632 639,641,646,647,661~663,667 670,674,677,678,687,689,693,700 704,710,712~715,719,726	3,688.17						
		26,45,54,66,73,74,76,77,78,86 87,90,95,96,100,109,122,132 133,142,154,169,173,174,177,179 183,195,234,238,250,271,272	273.62						
		10,11,20,23,24,25,33,97,108 132,134,136,137,146,147,250,254 256~259,261~265,269,276,278 279,281~283,286,292,293,296,297 306,308,310,312	249.02						
		19,39,47,48,51,55	41.61						
		2,3,6,7,8,11,16,23,24,26,30 36~40,43,44,50,52,53,56,58 59,63,64,77,83,85,95,96,99 105~107,110,111,114,116,119~121 124,126,128,130,133,136,138,139,142 146,147,152,162~165,173,176~179 195,196,201,202,210,214,215,217,218 230,235~238,240,242,244~247 249~251,253,256,261,262,266	595.63						

単位 面積:ha

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考		
	市町	区域			伐採方法	その他			
		林班							
2 土砂流出防備保安林 (12)	南越前町	5,7,8,11,14,22,23,25,28,29,31 33,37,47,50,58,61,63~67,69,70 73,74,76~78,81,82,86,87,90,93 110~112,123,125,126,130,136~138 140,146,151,153~161,163 170~173,175~178,180,182,183,185 186,188,206,209,218,229,246 249,251~255,260,261,263,264 268~272,280~284,289,290,295 296,298,299,303~305,307,310,316 320,321,326,328,330,338,342,349 356,358,359,363~365,367~371,373 374,377,378,385,386,393,398,410 422,423,439,440,441,443,454,455 458,461,464,466		690.16					
	越前町	17,33,34,35,70,74,96,99,100 101,104,110,112,114,115,124,127 129,130,132,133,136,140,144,147 152,153,154,155,160,161,166~169 171,172,184,190,209		64.80					
	計			6,335.64					
3 土砂崩壊防備保安林 (13)	福井市	19,41,52,60,62,87,91,97,137,138 146,147,158,162,175~177,191,192 196,197,205,206,210,223,225,228 229,242,251,253,258,259,265,299 324,327,328,354,380,478,479,481 604,606,611,616~621,624,628~630 633,634,636~639,649,651,661		60.27	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤 が安定していないもの、その他伐採す れば著しく土砂が流出するおそれがあ ると認められる森林にあっては禁伐 2 その他の森林にあっては折伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでな くればならない。 4 伐採の限度 主伐が折伐の場合、当該伐採年度の 初日におけるその森林の立木の材積に 相当する数に省令で定めるところによ り算出される折伐率を乗じて得た数に 相当する材積を超えないものとする。 折伐率は当該森林の年成長率に前回の 折伐の終った日を含む伐採年度から伐 採しようとする前伐採年度までの年度 数を乗じて算出するものとする。ただ し、算出された率が10分の3を超える ときは10分の3とする。(伐採跡地に つき植栽によらなければ的確な更新が 困難と認められる森林については10分 の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森 林で伐採をすることができる箇所は、 樹冠密度が10分の8以上の箇所とし、 伐採材積は伐採年度当初の10分の2以 内とする。(指定施業要件変更後は、 10分の3.5以内とする。)伐採の禁止 を受ける森林にあっては、原則として 伐採を禁止する。				
	永平寺町	21,90		1.27					
	あわら市	1,2,7,11,18,24~26,31,44,49,89		10.66					
	坂井市	24,32,95,110		10.36					
	大野市	16,19,22,23,30,221,344,384 403,404,424,427,710		21.79					
	勝山市	1,3,31,64,69,82,83,108,112,118 119,185,190,196,198,274,276		34.93					
	越前市	7,23,108,112,149,167,171,180,233 242,247,252,255,257,261,269 305,306		30.83					
	鯖江市	55		0.92					
	池田町	9,16,17,21,26,45,46,52,103,114 135,139,146,151,189,195,206 240,260		45.44					
	南越前町	69,70,82,150,216,217,250,260,302 310,326,328,386,387,392,393,410 418,436,442,448,454,455,458,465		75.23					
	越前町	12,17,33,49,64,80,101,102,109,111 112,114,116,131,132,136,144 151~155,160~162,166,170,171,175		25.22					
	計			316.92					

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町	区域		伐採方法	その他		
		林班					
4 潮害防備保安林 (17)	福井市	91,93,98,100,103	48.02	1 林況が粗悪な森林および伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 その他の森林にあっては折伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が折伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される折伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 折伐率は当該森林の年成長率に前回の折伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。	1 林況が粗悪な森林および伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 その他の森林にあっては折伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が折伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される折伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 折伐率は当該森林の年成長率に前回の折伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。) 伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	あわら市	4,5,8,9,14	54.49				
	坂井市	1,3,4,5,7,10,12,13,14,16,20,21	94.15				
	越前町	132,141,154,162	5.83				
	計		202.49				
5 干害防備保安林 (18)	福井市	20,89,518,635,640	24.77	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊または流出するおそれがあると認められるものおよびその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては折伐 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が折伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される折伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 折伐率は当該森林の年成長率に前回の折伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊または流出するおそれがあると認められるものおよびその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては折伐 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。 4 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。 主伐が折伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される折伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 折伐率は当該森林の年成長率に前回の折伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。		
	永平寺町	16	2.66				
	あわら市	32	18.90				
	大野市	25～27,30,348,351,401	147.24				
	越前市	252	0.51				
	鯖江市	49	6.03				
	池田町	46,66,69,72,246,247	34.91				
	南越前町	27,28,250,285,423	40.00				
	越前町	67,72,108	7.35				
	計		282.37				

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考		
	市町	区域			伐採方法	その他			
		林班							
6 なだれ防止保安林 (21)	福井市	9,104,170,193,201~203,213,222 246,300,307,308,316,320,321,329 335,340,346,347,354,355,357,359 362,371,375,378~381,383,384 386,388,389,391,392,396,397 415,420,425,427,430,435,437 440~442,446,448,450,452,462,463 466,468,471,474,475,479,485,486 492~494,498,499,501,530,532 537,538,541,553,556,558,562 574,578,579,583,596,598,653	247.69	1 緩傾斜地の森林その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては択伐 2 その他の森林にあっては禁伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 4 伐採の限度 5 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。					
		99,101,104~106,119	21.08						
		90	3.02						
		107,117,118	7.26						
		32,35~39,45,59,168,177,199 204~206,212,255,276,286,287,289 292,305,358,365,366,388,391,392 414,416,421,426~428,445,448,451 454,464,469,473,474,477,480,481 484,487,489,497,498,511,540 542,573,583,592,593,597,605 607,620,628~634,638,639,646 647,648,654~667,675,676,678 690,691,694,705,710,716,724	1,177.62						
		1,29,37,38,42,44,63~65,77,78 83,84,85~87,90,96,108,110,112 119,132,135,142,180,188,207 264,265,272~274,276,277,307	94.63						
		23,24,134,259	22.38						
		14,52	13.94						
		1,2,9,10,16~18,20,21,25,26,29 33~37,39,40,42,44,50,61~64,67 68,70,73,79,95,96,97,103,107 112~116,118,119,121,124,128,130 133,135~137,139~143,146,152 153,160,164,173~175,177,179 196,199,201,202,224,225,227,228 231,238~240,242,249,251~253 261,263,265,266	350.02						
		50~53,70,74,75,87,90,109,123 188,216,227,262,271,303,304,308 309,310,311,317,318,322,323 326,328,329,331,340~342,365,367 369~371,375,376,398,431,471,474	189.28						
		計	2,126.92						
7 落石防止保安林 (22)	南越前町	387	0.06	1 緩傾斜地の森林その他なだれまたは落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては択伐 2 その他の森林にあっては禁伐 3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。 4 伐採の限度 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。) 5 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。					
	越前町	114	0.11						
	計		0.17						

単位 面積:ha

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考		
	市町	区域			伐採方法	その他			
		林班							
8 魚つき保安林 (24)	福井市	265,607,608,609,622,630		10.04	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になると認められる森林にあっては禁伐				
	坂井市	13,14,20,21		0.83	2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては、伐採種を定めない。				
	南越前町	402,420		4.19	3 その他の森林にあっては択伐				
	越前町	96,103,111,112,132,155,160,170,171		12.75	4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。				
					5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は10ha以下とする。 主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。)				
					6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をことができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。				
		計		27.81					
9 保健保安林 (26)	福井市	300,606,617,624		89.91	1 伐採すればその伐採地における成林が著しく困難になると認められる森林にあっては禁伐				
	永平寺町	31,72,76,83		4.45	2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち主要な利用施設、または眺望点からの視界外にあるものにあっては伐採種を定めない。				
	あわら市	86		13.20	3 その他の森林にあっては択伐				
	坂井市	20		0.20	4 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならない。				
	大野市	349,459～462,482,486,497,498,561		249.68	5 伐採の限度 主伐が皆伐の場合、1箇所の皆伐面積の限度は20ha以下とする。				
	勝山市	305,307		2.03	主伐が択伐の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。				
	池田町	89,101		17.14	択伐率は当該森林の年成長率に前回の択伐の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。)				
	南越前町	408		15.41	6 間伐について 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をことができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。				
	越前町	113,114,157,164,205		42.01					
		計		434.03					

単位 面積:ha

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考		
	市町	区域			伐採方法	その他			
		林班							
10 風致保安林 (27)	福井市	139		0.01	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては禁伐				
	永平寺町	71		8.00	2 その他の森林にあっては伐採				
	坂井市	13		3.26	3 主伐は標準伐期齢以上のものでなければならぬ。				
	勝山市	230		0.69	4 伐採の限度				
	池田町	114		3.76	主伐が伐採の場合、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される伐採率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。				
	越前町	43		20.14	伐採率は当該森林の年成長率に前回の伐採の終った日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、算出された率が10分の3を超えるときは10分の3とする。(伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林については10分の4とする。)				
					5 間伐について				
					主伐に係る伐採の禁止を受けない森林で伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とし、伐採材積は伐採年度当初の10分の2以内とする。(指定施業要件変更後は、10分の3.5以内とする。)伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。				
		計		35.86	1 原則として伐採を禁止する。				
11 保安施設地区 (30)	福井市	37,39,85,178,193,196,198,199 242,244,247,254,256,264,265 283,285,289,300,378,398,399 442,484,501,502,513,514		4.27					
	坂井市	97		0.06					
	大野市	3,35,36,40,47,49,62,63,80,84 134,140,163,174,181～183,194 226,230,263,274,285,286,294 295,298,304,305,308,411,429 435,442,445,447,535,574,575,622 624,626,631～634,638,642,644,646 665,669,679,690,691,703,711		41.62					
	勝山市	86,89,91,96,119,120,132,134 177,183,187,188,190,195,,306		3.95					
	越前市	22,38,55,110,243,266		0.81					
	鯖江市	53		0.34					
	池田町	3,6,42,43,79,103,104,119,141 146,164,180,181,235		2.17					
	南越前町	21,32,35,43,52,64,67,81,90 102,141,147,169,170,179,180,181 183,289,290,330,369,409,464		13.64					
	越前町	131,134,152		0.33					
	計			67.19					

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町	区域		伐採方法	その他		
		林班					
12 砂防指定地 (31)	福井市	9,15~18,20~25,27~30,35~43 48~52,54~57,65~69,74~79 81,83,84,85,90,91,95,96,98,99 109,152,154,163~165,168,169 174~176,179,182,184~187,189~191 197,199,200,210~215,217~223 225~232,234~241,244,245,257 258,278,279~286,289~295,297,299 300,306~310,327,332,334,336 338,339,349~351,354,361,362 365,386~389,395~399,416~420 422,439,440,445~447,453~462 464,465,468~471,479~485 491~497,499,501~505,508~511 515~519,522~524,534,536~558 560,562~565,567,568,571,572 573,575~578,584~591,593~599 608~610,619~621,641,644,645 647,648,650,651,654,656~658 661,662,664,665	2,810.21	福井県砂防指定地管理規則による。			
	永平寺町	4~6,13,23~28,36~44,46,48,49 51~53,55~57,62,63,69,72,75 78,82,84~90,100,101,103,105 107~109,112,114,115,119,120 122,126,127,128	391.84				
	あわら市	28,62,66,68,69,71~73,89 91~93,102,106	85.91				
	坂井市	24,37,41,70,71,73,79,80,88 106~108,110,111,124~126,129 130,132~134	56.00				
	大野市	3~7,10,11,14~16,18,19 22~24,33,34,36,41,42,44 47,49,50,51,58~65,74,75,77 79,80,84,85,94,96,104,110 112,113,114,125,126,128,130 132,134,135,140,144,152,161,163 164,169~173,177,179~182,184 196,206,207,209,212,218~220 226,228,229,230,230,233,235,236 240,241,245,246,248,252,258,263 271,273,286,288,298,307~309 311~313,316~319,321,333,335 338~340,342,347,352,353,358 359,361~363,368~371,374~376 379~381,386,392~396,400,401 405,406,409,430,433,435~438 441,442,447,448,451,454,455,457 463~465,467,469,470,471,475 477,500,524~526,531~535,537 538,539,573,606,607,616,621 625,626,627,632,648,691,692 694,705,718,721,724	1,441.80				
	勝山市	1~3,5~8,10~12,16~18,25~27 29~31,35,39,43,47~54,59~63 66,67,69,74,76~81,109,110 112~118,121~123,126,129,130 131~135,142,143,148,154,169 170,171,173,174,175~180,186 188~192,194~200,206,207 213,215,219,220~224,228 229,230,231,234,236,238 244~247,249,250,252 256~260,263,266~270,280 281,285~291,298,299,301,302 304,306,309	763.74				

単位 面積:ha

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考		
	市町	区域			伐採方法	その他			
		林班							
12 砂防指定地 (31)	越前市	9,10,12~16,18~28,30,33,34 36,38,39,43~47,49~51,53,54,56 59,60,62,68,71,72,78~82,84,85 87,88,92~96,101,105,106,109 111,112,115,116,120,121,123,124 127,128,134,151,156,160~162 170,178~183,201,203,204 206,212~215,217,223~225,228 229,233,242~244,252,253 255~277,279~286,289~293 295,296,298,299,301~304 306~313	762.51						
		12~17,22~24,27~31,34~55,57 58,60,61,63,64	383.24						
		2,5,6,11~14,17,19~24 26,27,29,30,33,35,37~39,44 46~48,50,62,63,67,68,71~74 76,78,79,110~112,114,115,117 119,120,126,127,130,132 135~139,141~143,146,147 149~152,154,157,159,160,162 165~172,174,177~185,188,190 191,196,197,199,205,206 209~211,215,217,224~234,238 240~245,247~249,251~255,258 260~264	634.96						
		1,3,6~11,13~17,21~24,26,27 29,31,32,35,37,42,44,46~48,50 51,53~55,58,59,64,65,71,72,75 76,81~87,89~94,96,100~102 108,111,123,127~131,133~139 141~150,154,155,158~160,163~165 167~171,173,174,179~184,199 200,205,206,208,212,213,217 218,220,221,223,226~228 230,237,238,241~245,248,249 251~255,259~265,267~273,278 280~284,286~290,292,293 295~297,299,303~305,307,308 310,311,316~318,320~323,325 326,328,329,335,337~342,349 351~355,361,365~367,371,373 374,378,380,382~385,393~398 400,402~404,406,407,409,434,435 437,446~451,459,469~471 474~478,480	1,711.40						
		6,13,15,17,19,21,34,39~41 43~46,62,63,65,67,68,71~79 81~83,85,88~90,93,96~98 102,104,108~110,115,116,118,119 121,122,125~130,135~141,143~145 149,151,153,155,157,160,166~169 171,181~183,194,197~199,204 212~214	244.47						
		計	9,286.08						
	福井市	129,136,140,299,312	2.20	地すべり防止法による					
		計	2.20						
13 ぼた山崩壊防止区域 (32)									

単位 面積:ha

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考		
	市町	区域			伐採方法	その他			
		林班							
14 急傾斜地崩壊危険区域 (34)	福井市	8,15,17,32,44,55,59,66,87~89 91,107,112,113,120,124,127,129 131,135~138,140,178,179 187,189,191,192,197,210,212 213,219,221,224,229,234,256,259 264,265,267,280,282,295,297,299 302,304,305,307,308,310~313 332,336,345,359,361,401,478,555 573,610,618,619,631~634,637 638,640,643,648,653,660,666 669,671,672	101.37	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による。					
		3,12,17,50,60	4.33						
		1,7,11,23,28,32	4.76						
		14.16	0.46						
		35,632,639,702,710	36.04						
		3,5,60,74,112,142,186,201,272	9.71						
		8,10,14,115,119,142,167,171,172 180,242~245,247~250,262,265 269,270,272~274,276,277,280 283,284,287,289,291,292,308 312,313	43.53						
		1,5~8,10,11,13~15,17,19,20 29~31,34,36,40~42,46,47,49,55 57,60,65,66	31.59						
		1,2,17,20,39,64,66,71,72,114,177 178,224,230,231,237,242,249 250,251,262,263	11.30						
		1,55,64,65,81,82,90,141,271,290,326 328,330,371,373,385,392,393,398 399,400,403,410,416,425,455,458	20.23						
		10,13,14,16,32,33,38~40,46~48 90,91,96,99,100,103,104,108,110 114~116,129~132,136,137,141,144 153,155,161,162,166,171,177 181,192,203,212,213	54.51						
		計	317.83						
15 国立公園第1種特別地域 (42)	大野市	128	1.12	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐 A 単木抾伐法によるものであること。 B 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が、当該区分の現在蓄積の10%以内であること。 C 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。					
16 国立公園第2種特別地域 (43)	大野市	84,85,94,96,97,104,110~114,128 134,137~139	255.62	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐 (1) 抿伐法 A 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が、用材林においては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 B 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 (2) 皆伐法 A 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 B 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、疎密度3より多く保存木を残すものまたは、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は伐区面積はこの限りではない。 C 伐区が更新して5年を経過していない皆伐法によった伐区に隣接していないこと。					
	勝山市	142,143,169,173,174,233	31.16						
	計		286.78						

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町	区域 林班		伐採方法	その他	
17 国立公園第3種特別地域 (44)	大野市	84,87,93,97,98	40.08	1 伐採種は定めない。ただし、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。		
	勝山市	142~144,148,149,153,165,169,173 174,225,229~232,234~238,240	380.92			
	計		421.00			
18 国定公園特別保護地区 (51)	坂井市	10~14,16	10.15	1 伐採を禁止する。		
19 国定公園第1種特別地域 (52)	福井市	88,90,91,98,216,217,609,610,630	19.03	種類15と同じ。		
	あわら市	4,5,8,9,14	11.85			
	坂井市	13,14,16,20,21	13.84			
	越前町	43,96,99~103,110~112,114	134.37			
	計		179.09			
20 国定公園第2種特別地域 (53)	福井市	83,85~91,98,198,205~208,216 242,244,245,257~259,263~266 604~615,618~624,626,628,629,630	859.34	種類16と同じ。		
	あわら市	13,14,27,28	68.62			
	坂井市	10~14	135.85			
	南越前町	386~389,391~393,398~400,402 415~420,454,455,458,464~466	393.81			
	越前町	96~104,109~112,114,132,147~149 160,166,170,171,206,207	295.39			
	計		1,753.01			
	福井市	84~91,201,203,205,206,208,214~216 242~244,256~259,613,615~625 627~630	746.86			
21 国定公園第3種特別地域 (54)	南越前町	399,400,402,423,454,455,458 464~468	246.63	種類17と同じ。		
	越前町	96~100,104~106,108~110,112~114 131~145,147,151~155,159~162,205~207	859.43			
	計		1,852.92			
	福井市	86,87	0.49			
22 国定公園普通地域 (56)	南越前町	399,400,455,458	2.85	1 伐採種は定めない。ただし、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。		
	計		3.34			
23 県立公園第1種特別地域 (61)	大野市	269,271,278	54.06			
24 県立公園第2種特別地域 (62)	大野市	1~3,197,204~207,244,245,254~256 276~278,281~283,285~288,405 411~416,418~421,423~430 447,448,451~453,472~480 486~489,495,496,510~512,519 521,522,584,620,621,628~630,634 639,645~648,651,655,662,663,666 667,674,680,688,694,725,726	1,172.15	1 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐 A 単木択伐法によるものであること。 B 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の20%以内であること。 C 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齡に見合う年齢以上であること。 2 次の各号に定める要件に該当しないものは禁伐 (1) 択伐法 A 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の50%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 B 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齡に見合う年齢以上であること。 (2) 皆伐法 A 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齡に見合う年齢以上であること。 B 1伐区の面積が5ha以内であること。 ただし、疎密度3より多く保存木を残すものまたは、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は伐区面積はこの限りではない。		
	勝山市	117,119,120,170,217,261,262	70.02			
	計		1,242.17			

単位 面積:ha

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考		
	市町	区域			伐採方法	その他			
		林班							
25 県立公園第3種特別地域 (63)	大野市	5~11,14,205~207,212~215,227 228,236,245,246,248,251~256 276~281,289,290,292,418,420 427~430,473~475,477,480,487 489,490,495~498,510,511,520~522 575,584,585,620,621,639~649 651,663~667,673,684,689~692 694,718		1,892.30	種類17と同じ。				
	勝山市	120~123,125,126,128,148,154 169,170,172~175,191,192 194~198,200,203,204,206~208 210,212~216,219,220,223 226~229,243~246,259		1,083.23					
	計			2,975.53					
26 県立公園普通地域 (65)	大野市	1~5,7,8,10,14~16,19,24,26,32 33,35~37,197,212,215,217~219 221,225,257,258,263,264,268~271 273~275,513~525,532,533,540 548~551,575~577,583,585~595 604~606,624~627,630~639,645 646,663~666,673~680,683~688 692,695,696,718,725	3,364.68	種類22と同じ。					
	勝山市	80,81,84~101,113~119,121,122 126,128~136,141~144,147,191 199~201,205,219,220,223~230,235 244~246,249~251,258~262	2,999.12						
	計		6,363.80						
27 県設鳥獣保護区特別 保護地区 (71)	福井市	138,139,189,190	32.61	鳥獣保護及び管理並びに狩獵の適正化に 関する法律による。					
	大野市	384,459,460,462	114.75						
	計		147.36						
28 都市計画区域風致地区 (72)	福井市	135~140	111.32	都市計画法による。					
29 史跡名勝天然記念物 (74)	福井市	278~280,299,300	109.01	文化財保護法による。					
	あわら市	110	0.53						
	坂井市	119	4.19						
	鯖江市	65	5.86						
	計		119.59						

## 2 その他必要な事項

該当なし

(附)参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ② / ① × 100
		総数 ②	国有林	民有林	
総数	309,054	224,611	31,743	192,868	72.7
市町別内訳	福井市	53,637	31,956	109	59.6
	永平寺町	9,443	6,865	42	72.7
	あわら市	11,698	4,426	44	37.8
	坂井市	20,967	7,363	46	35.1
	大野市	87,243	75,828	20,647	86.9
	勝山市	25,388	20,185	2,002	79.5
	越前市	23,070	14,186	55	61.5
	鯖江市	8,459	3,148	17	37.2
	池田町	19,465	17,816	2,234	91.5
	南越前町	34,369	31,453	6,531	91.5
	越前町	15,315	11,385	17	74.3

注 1 区域面積:県統計情報課「令和6年度市町勢要覧」(令和6年10月1日現在)

国有林面積:(林野庁所管、官行造林):福井森林管理署(令和7年3月31日現在)

(林野庁所管外):県森づくり課(令和7年3月31日現在)

民有林面積:県森づくり課(令和7年3月31日現在)

2 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温(℃)			年間降水量 (mm)	最高積雪量 (cm)	主風の 方向	備考
	最高	最低	年平均				
三国	37.4	-3.0	15.5	2,152	—	SSE	
越廻	37.0	-1.4	16.4	2,233	—	SE	
福井	37.6	-3.2	15.8	2,606	48.6	S	
勝山	36.5	-6.9	14.1	2,430	—	E	
大野	35.8	-8.5	14.2	2,389	92.6	WNW	
今庄	35.5	-5.5	13.6	2,859	60.6	S	

注 各数値は、気象庁HP「過去の気象データ検索」による。

(令和2年から令和6年の5か年の平均)

三国、越廻、勝山観測地の積雪情報なし

## イ 地質、土壤等

単位 面積: ha

土 壤 の 種 類		福 井 市	永 平 寺 町	あ わ ら 市	坂 井 市	大 野 市	勝 山 市	越 前 市	鯖 江 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町
土 壤 群	土 壤 型											
ボドゾル	乾性ボドゾル化 土壤 Pd I型	-	-	-	4	100	12	-	-	3	58	-
	乾性ボドゾル化 土壤 PD II型	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
	乾性弱ボドゾル化 土壤 PD III型	1	14	-	27	1,581	224	5	-	21	-	-
	湿性鉄型ボドゾル化 土壤 PW(i)型	-	-	-	-	66	36	-	-	7	-	-
褐色森林土	乾性褐色森林土 BA型	14	-	4	-	1	1	-	-	12	45	7
	乾性褐色森林土 BB型	11,710	2,906	2,800	2,842	10,883	4,198	5,444	919	4,597	6,102	3,757
	弱乾性褐色森林土 BC型	6	6	-	-	10	5	24	9	32	30	151
	適潤性褐色森林土 (偏乾亜型)BD(d)型	12,470	2,785	1,027	2,790	25,580	7,618	5,376	1,313	5,815	8,831	4,399
	適潤性褐色森林土 BD型	7,679	1,157	225	1,411	15,683	4,507	2,526	1,055	4,851	9,862	2,957
	弱湿性褐色森林土 BE型	-	-	-	-	77	-	-	-	-	-	-
	赤色系乾性褐色 森林土 rBB型	177	44	20	26	6	-	-	-	-	-	-
	暗色系褐色森林土 dB型	-	-	-	-	263	-	-	-	-	-	-
黒 色 土	黒色土 Bl型	85	-	184	263	1,072	1,552	23	-	4	-	-
黄赤色土	赤色土 R型	126	-	-	2	-	-	3	-	-	2	-
暗赤色土	暗赤色土 eDR型	10	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-
未 熟 土	砂丘未熟土 Im(s)型	39	-	62	200	-	-	-	-	-	-	-
	崩積性未熟土 Im(g)型	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-
グ ラ イ	グ ラ イ G型	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-
そ の 他	崩落地及び岩石地等	24	8	4	13	616	44	15	-	21	128	-
合 計		32,341	6,920	4,326	7,578	55,958	18,207	13,416	3,296	15,378	25,058	11,271

注 1 数値は、「福井県民有林適地適木調査説明書」(昭和49~53年度)による。

2 面積の数値は、他表と一致しない。

(3) 土地利用の現況

区分	総数	森林	農地			その他		備考
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地	
総数	309,054	224,611	33,198	30,343	2,871	51,245	14,602	
市町別内訳	福井市	53,637	31,956	7,710	7,300	408	13,971	4,937
	永平寺町	9,443	6,865	987	926	61	1,591	409
	あわら市	11,698	4,426	3,370	2,580	797	3,902	878
	坂井市	20,967	7,363	6,570	5,840	728	7,034	2,415
	大野市	87,243	75,828	4,180	4,030	150	7,235	1,021
	勝山市	25,388	20,185	1,900	1,760	145	3,303	603
	越前市	23,070	14,186	3,570	3,390	187	5,314	1,971
	鯖江市	8,459	3,148	2,020	1,950	71	3,291	1,490
	池田町	19,465	17,816	461	405	56	1,188	97
	南越前町	34,369	31,453	1,030	932	98	1,886	284
	越前町	15,315	11,385	1,400	1,230	170	2,530	495

注 1 農地の数値は、北陸農政局「北陸農林水産統計年報(令和5～6年)市町村別編 福井県」による。

2 総数・宅地の数値は、県統計情報課「令和6年度福井県市町勢要覧」による。

3 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

(4) 産業別就業者数

区分	総人口	就業人口	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他 (分類不能)
			計	農業	林業	水産業			
総数	610,805	327,603	9,905	8,884	494	527	104,334	206,097	7,267
市町別内訳	福井市	254,776	134,244	2,504	2,269	165	70	33,779	93,861
	永平寺町	18,307	9,955	295	284	9	2	2,611	6,877
	あわら市	26,157	14,287	847	814	28	5	4,651	8,620
	坂井市	86,027	46,022	1,739	1,635	30	74	15,592	28,591
	大野市	28,844	16,964	1,250	1,174	71	5	5,502	9,929
	勝山市	20,632	11,491	599	547	51	1	3,818	6,654
	越前市	78,551	42,876	1,043	997	38	8	18,778	21,976
	鯖江市	67,305	35,021	531	496	30	5	13,675	19,992
	池田町	2,148	1,304	124	105	19	0	458	719
	南越前町	9,170	5,088	291	218	24	49	1,803	2,963
	越前町	18,888	10,351	682	345	29	308	3,667	5,915

注 数値は、県統計情報課「令6元年度福井県市町勢要覧」による。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級			5齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木	人工林	総数	192,868.23	49,279	461	189.01	1	0	174.20	2	0	372.55	13	2	403.26	27	3	1,053.38	122	9	
		総数	187,980.73	49,279	461	189.01	1	0	174.20	2	0	372.55	13	2	403.26	27	3	1,053.38	122	9	
		針葉樹	89,483.61	36,603	384	166.65	1	0	156.75	2	0	321.41	13	2	299.87	25	3	892.83	117	9	
		広葉樹	98,497.12	12,677	77	22.36	0	0	17.45	0	0	51.14	1	0	103.39	2	0	160.55	5	0	
		総数	87,364.12	35,920	384	188.63	1	0	174.20	2	0	372.55	13	2	398.44	27	3	949.89	118	9	
		針葉樹	86,733.69	35,885	383	166.27	1	0	156.75	2	0	321.41	13	2	299.87	25	3	892.17	117	9	
		広葉樹	630.43	35	1	22.36	0	0	17.45	0	0	51.14	1	0	98.57	2	0	57.72	2	0	
		総数	85,074.03	34,940	378	170.20	1	0	156.23	2	0	333.10	13	2	334.39	25	3	919.83	115	9	
		育成单層林	84,583.47	34,907	377	164.87	1	0	156.15	2	0	318.46	13	2	294.51	25	3	870.07	114	9	
		針葉樹	490.56	33	1	5.33	0	0	0.08			14.64	0	0	39.88	1	0	49.76	2	0	
		育成複層林	2,290.09	980	6	18.43	0	0	17.97	0	0	39.45	1	0	64.05	2	0	30.06	3	0	
		針葉樹	2,150.22	978	6	1.40	0	0	0.60	0	0	2.95	0	0	5.36	0	0	22.10	3	0	
		広葉樹	139.87	2	0	17.03	0	0	17.37	0	0	36.50	0	0	58.69	1	0	7.96	0	0	
		総数	100,616.61	13,360	77	0.38	0								4.82	0	0	103.49	3	0	
		針葉樹	2,749.92	717	2	0.38	0											0.66	0	0	
		広葉樹	97,866.69	12,642	76													102.83	3	0	
		総数	676.06	87	1													1.45	0		
		育成複層林	34.86	9	0													1.45	0		
		天然生林	99,940.55	13,272	77	0.38	0											3.37	0	0	
		針葉樹	2,715.06	709	1	0.38	0											0.66	0	0	
		広葉樹	97,225.49	12,564	75													102.83	3	0	
竹林			728.02																		
無立木地			4,159.48																		

区分		6齢級			7齢級			8齢級			9齢級			10齢級			11齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木	人工林	総数	1,529.63	274	15	2,685.63	652	27	5,868.28	1,677	52	8,414.80	2,828	65	11,375.78	4,202	74	10,452.48	3,974	51
		総数	1,529.63	274	15	2,685.63	652	27	5,868.28	1,677	52	8,414.80	2,828	65	11,375.78	4,202	74	10,452.48	3,974	51
		針葉樹	1,450.77	271	15	2,639.73	649	26	5,558.90	1,657	51	8,083.55	2,803	64	10,730.83	4,148	72	9,254.78	3,863	49
		広葉樹	78.86	3	0	45.90	3	0	309.38	20	1	331.25	25	1	644.95	53	1	1,197.70	110	2
		総数	1,481.35	272	15	2,655.14	650	27	5,592.84	1,659	52	8,100.88	2,804	64	10,795.20	4,153	72	9,431.52	3,877	49
		針葉樹	1,450.58	271	15	2,639.71	649	26	5,558.90	1,657	51	8,078.55	2,803	64	10,730.26	4,148	72	9,248.88	3,862	49
		広葉樹	30.77	1	0	15.43	1	0	33.94	2	0	22.33	2	0	64.94	5	0	182.64	15	0
		総数	1,451.99	267	15	2,615.03	640	26	5,579.75	1,656	51	8,094.72	2,802	64	10,765.53	4,142	72	9,089.28	3,732	48
		育成单層林	1,421.58	265	15	2,599.60	639	26	5,546.02	1,653	51	8,072.39	2,800	64	10,700.59	4,137	72	8,906.70	3,717	47
		針葉樹	30.41	1	0	15.43	1	0	33.73	2	0	22.33	2	0	64.94	5	0	182.58	15	0
		育成複層林	29.36	5	0	40.11	10	0	13.09	4	0	6.16	2	0	29.67	12	0	342.24	145	2
		針葉樹	29.00	5	0	40.11	10	0	12.88	4	0	6.16	2	0	29.67	12	0	342.18	145	2
		広葉樹	0.36	0					0.21	0	0							0.06	0	
		総数	48.28	2	0	30.49	2	0	275.44	18	1	313.92	24	1	580.58	48	1	1,020.96	96	2
		針葉樹	0.19	0	0	0.02	0					5.00	1	0	0.57	0	0	5.90	1	0
		広葉樹	48.09	2	0	30.47	2	0	275.44	18	1	308.92	23	1	580.01	48	1	1,015.06	95	2
		総数							0.20	0		7.21	1	0	15.63	2	0	37.66	4	0
		育成複層林	針葉樹						0.20	0		7.21	1	0	0.51	0	0	0.45	0	
		広葉樹							0.20	0		7.21	1	0	15.12	1	0	37.21	4	0
		天然生林	48.28	2	0	30.49	2	0	275.24	18	1	306.71	24	1	564.95	47	1	983.30	92	2
		針葉樹	0.19	0	0	0.02	0					5.00	1	0	0.06	0	0	5.45	1	0
		広葉樹	48.09	2	0	30.47	2	0	275.24	18	1	301.71	23	1	564.89	47	1	977.85	91	2
竹林																				
無立木地																				

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和7年3月31日現在)

単位 面積:ha 材積:千m<sup>3</sup> 成長量:千m<sup>3</sup>

区分			12齡級			13齡級			14齡級			15齡級			16齡級			17齡級			
			面積	材積	成長量																
立木	人工林	総数	12,298.48	4,542	43	12,690.12	4,035	26	16,022.70	4,030	24	22,430.80	4,388	21	20,924.51	4,099	18	13,335.67	2,885	10	
		総数	12,298.48	4,542	43	12,690.12	4,035	26	16,022.70	4,030	24	22,430.80	4,388	21	20,924.51	4,099	18	13,335.67	2,885	10	
		針葉樹	9,785.85	4,277	39	7,678.14	3,476	21	6,142.78	2,842	13	4,587.44	2,151	7	4,189.50	1,934	5	3,225.57	1,540	2	
		広葉樹	2,512.63	265	4	5,011.98	559	4	9,879.92	1,189	11	17,843.36	2,236	14	16,735.01	2,165	14	10,110.10	1,345	9	
		総数	9,742.83	4,264	39	7,577.84	3,452	21	5,916.57	2,785	12	4,401.89	2,104	7	3,698.75	1,806	4	2,946.99	1,467	1	
		針葉樹	9,718.96	4,261	39	7,575.71	3,451	21	5,916.56	2,785	12	4,401.07	2,104	7	3,693.72	1,805	4	2,946.71	1,467	1	
		広葉樹	23.87	2	0	2.13	0	0	0.01	0	0	0.82	0	0	5.03	1	0	0.28	0	0	
		総数	9,401.76	4,114	38	7,352.02	3,349	21	5,680.19	2,673	12	4,267.27	2,038	7	3,555.37	1,734	4	2,868.96	1,427	1	
		針葉樹	9,378.89	4,111	38	7,350.05	3,349	21	5,680.18	2,673	12	4,266.49	2,038	7	3,550.80	1,734	4	2,868.68	1,427	1	
		広葉樹	22.87	2	0	1.97	0	0	0.01	0	0	0.78	0	0	4.57	1	0	0.28	0	0	
天然林	育成单層林	総数	341.07	150	1	225.82	103	0	236.38	112	0	134.62	66	0	143.38	71	0	78.03	39	0	
		針葉樹	340.07	150	1	225.66	103	0	236.38	112	0	134.58	66	0	142.92	71	0	78.03	39	0	
		広葉樹	1.00	0	0	0.16	0	0	0.04	0	0	0.46	0	0	0	0	0	0	0	0	
		総数	2,555.65	279	4	5,112.28	583	4	10,106.13	1,245	11	18,028.91	2,284	14	17,225.76	2,294	14	10,388.68	1,419	9	
		針葉樹	66.89	16	0	102.43	25	0	226.22	57	0	186.37	48	0	495.78	129	0	278.86	73	0	
		広葉樹	2,488.76	263	4	5,009.85	558	4	9,879.91	1,189	11	17,842.54	2,236	14	16,729.98	2,165	14	10,109.82	1,345	9	
		総数	84.90	10	0	107.21	13	0	114.94	15	0	83.05	11	0	73.13	10	0	43.85	6	0	
		育成複層林	2.74	1	0	8.61	2	0	8.98	2	0	4.42	1	0	1.92	1	0	1.42	0	0	
		針葉樹	82.16	9	0	98.60	11	0	105.96	13	0	78.63	10	0	71.21	10	0	42.43	6	0	
		天然生林	2,470.75	269	4	5,005.07	571	4	9,991.19	1,230	11	17,945.86	2,272	14	17,152.63	2,284	14	10,344.83	1,413	9	
		針葉樹	64.15	15	0	93.82	23	0	217.24	54	0	181.95	46	0	493.86	128	0	277.44	73	0	
		広葉樹	2,406.60	254	4	4,911.25	548	4	9,773.95	1,176	11	17,763.91	2,226	14	16,658.77	2,155	14	10,067.39	1,339	9	
竹林																					
無立木地																					

単位 面積:ha 材積:千m<sup>3</sup> 成長量:千m<sup>3</sup>

区分			18齡級			19齡級			20齡級			21齡級以上				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木	人工林	総数	13,042.59	2,923	10	7,792.29	2,212	5	7,275.43	1,949	6	19,649.14	4,444			
		総数	13,042.59	2,923	10	7,792.29	2,212	5	7,275.43	1,949	6	19,649.14	4,444			
		針葉樹	3,353.94	1,605	2	3,570.31	1,628	2	2,639.32	1,295	1	4,754.69	2,305			
		広葉樹	9,688.65	1,318	9	4,221.98	584	4	4,636.11	654	4	14,894.45	2,139			
		総数	3,070.82	1,531	2	3,165.81	1,522	2	2,416.36	1,235	1	4,285.62	2,177			
		針葉樹	3,070.82	1,531	2	3,164.84	1,522	2	2,416.36	1,235	1	4,285.59	2,177			
		広葉樹			0.97	0					0.03	0				
		総数	2,928.02	1,459	2	3,087.09	1,481	2	2,300.38	1,176	1	4,122.92	2,094			
		育成单層林	2,928.02	1,459	2	3,086.12	1,481	2	2,300.38	1,176	1	4,122.92	2,094			
		針葉樹			0.97	0					0.03	0				
天然林	育成複層林	総数	142.80	72	0	78.72	41	0	115.98	59	0	162.70	83			
		針葉樹	142.80	72	0	78.72	41	0	115.98	59	0	162.67	83			
		広葉樹			0.97	0					0.03	0				
		総数	9,971.77	1,392	9	4,626.48	690	4	4,859.07	714	4	15,363.52	2,267			
		針葉樹	283.12	75	0	405.47	106	0	222.96	60	0	469.10	127			
		広葉樹	9,688.65	1,318	9	4,221.01	584	4	4,636.11	654	4	14,894.42	2,139			
		総数	58.26	8	0	7.45	1	0	3.91	1	0	37.21	6			
		針葉樹	2.82	1	0	2.99	1	0								
		広葉樹	55.44	8	0	4.46	1	0	3.91	1	0	37.21	6			
		天然生林	9,913.51	1,384	9	4,619.03	689	4	4,855.16	713	4	15,326.31	2,261			
		針葉樹	280.30	74	0	402.48	106	0	222.96	60	0	469.10	127			
		広葉樹	9,633.21	1,310	8	4,216.55	583	4	4,632.20	654	4	14,857.21	2,134			
竹林																
無立木地																

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和7年3月31日現在)

(2)法令により施業について制限を受けている森林・普通林別森林資源表

区分		総数	立木地																		竹林	無立木地					
			人工林						天然林						天然生林							総数	伐採跡地	未立木地			
			総数			育成单層林			育成複層林			総数			育成複層林			天然生林									
総数	面積	192,868	187,981	89,484	98,497	87,364	86,734	630	85,074	84,583	491	2,290	2,150	140	100,617	2,750	97,867	676	35	641	99,941	2,715	97,225	728	4,159	115	4,045
	材積	49,279	49,279	36,603	12,677	35,920	35,885	35	34,940	34,907	33	980	978	2	13,360	717	12,642	87	9	78	13,272	709	12,564				
	成長量	461	461	384	77	384	383	1	378	377	1	6	6	0	77	2	76	1	0	1	77	1	75				
制限林	面積	98,844	95,740	38,139	57,600	37,936	37,493	444	37,313	36,927	386	623	566	57	57,803	646	57,157	462	16	446	57,341	631	56,710	98	3,006	75	2,931
	材積	22,423	22,423	15,009	7,414	14,869	14,842	28	14,616	14,589	27	253	252	1	7,554	168	7,386	59	4	55	7,495	164	7,331				
	成長量	239	239	193	46	193	192	1	191	191	1	2	2	0	46	0	46	1	0	1	45	0	45				
普通林	面積	94,024	92,241	51,344	40,897	49,428	49,241	187	47,761	47,656	104	1,667	1,584	82	42,813	2,103	40,710	214	19	195	42,599	2,084	40,515	630	1,153	39	1,114
	材積	26,856	26,856	21,593	5,263	21,051	21,044	7	20,324	20,318	6	727	725	2	5,806	550	5,256	28	5	23	5,777	545	5,233				
	成長量	222	222	191	30	191	190	0	186	186	0	5	4	0	31	1	30	0	0	0	31	1	30				

注: 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和7年3月31日現在)

## (3)市町別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地																		無 立 木 地						
			人 工 林						天 然 林																		
			総 数			育 成 単 层 林			育 成 複 层 林			総 数			育 成 複 层 林			天 然 生 林									
面 積	材 積	面 積	針葉樹	広葉樹	面 積	針葉樹	広葉樹	面 積	針葉樹	広葉樹	面 積	針葉樹	広葉樹	面 積	針葉樹	広葉樹	面 積	針葉樹	広葉樹	面 積	針葉樹	広葉樹	面 積	伐採跡地	未立木地		
総 数	面 積	192,868	187,981	89,484	98,497	87,364	86,734	630	85,074	84,583	491	2,290	2,150	140	100,617	2,750	97,867	676	35	641	99,941	2,715	97,225	728	4,159	115 4,045	
材 積	材 積	49,279	49,279	36,603	12,677	35,920	35,885	35	34,940	34,907	33	980	978	2	13,360	717	12,642	87	9	78	13,272	709	12,564				
成長量	成長量	461	461	384	77	384	383	1	378	377	1	6	6	0	77	2	76	1	0	1	77	1	75				
福 井 市	面 積	31,847	31,028	20,081	10,946	19,383	19,331	51	19,362	19,314	48	20	17	3	11,645	750	10,895	29	6	23	11,616	745	10,872	302	517	21 496	
材 積	材 積	9,991	9,991	8,574	1,417	8,382	8,378	4	8,377	8,373	4	6	6	0	1,609	196	1,413	4	1	2	1,605	194	1,411				
成長量	成長量	75	75	68	7	67	67	0	67	67	0	0	0		7	0	7	0	0	0	7	0	7				
永 平 寺 町	面 積	6,824	6,766	3,156	3,610	3,102	3,088	14	3,099	3,084	14	4	4		3,664	68	3,596	2		2	3,662	68	3,594	18	39		39
材 積	材 積	1,899	1,899	1,437	462	1,420	1,419	1	1,418	1,417	1	1	1		479	19	461	0		0	479	19	460				
成長量	成長量	13	13	10	3	10	10	0	10	10	0	0	0		3	0	3			3	0	3					
あ わ ら 市	面 積	4,382	4,298	3,436	863	3,186	3,167	19	3,165	3,149	16	21	18	3	1,113	269	843	23	11	12	1,090	258	832	16	68	8 60	
材 積	材 積	1,259	1,259	1,149	111	1,079	1,078	1	1,074	1,073	1	5	5	0	180	70	110	4	3	1	176	67	108				
成長量	成長量	12	12	11	1	11	11	0	11	11	0	0	0		1	0	0	0	0	1	0	0	0				
坂 井 市	面 積	7,316	7,215	4,112	3,105	3,994	3,963	31	3,987	3,958	29	7	5	2	3,223	149	3,074	107	12	96	3,115	137	2,978	3	97	2 95	
材 積	材 積	1,988	1,988	1,581	407	1,544	1,542	2	1,542	1,540	2	2	2	0	444	39	405	15	3	12	429	36	393				
成長量	成長量	19	19	17	3	17	17	0	17	17	0	0	0		3	0	3	0	0	3	0	2					
大 野 市	面 積	55,181	53,161	17,066	36,095	17,213	16,914	299	17,182	16,902	280	32	12	20	35,948	152	35,796	216		216	35,731	152	35,580	9	2,011	46 1,965	
材 積	材 積	11,131	11,131	6,520	4,611	6,500	6,480	20	6,496	6,476	20	4	4	0	4,631	41	4,590	26		26	4,605	41	4,564				
成長量	成長量	127	127	98	29	98	98	0	98	98	0	0	0		0	29	0	29	0	0	29	0	28				
勝 山 市	面 積	18,183	17,645	7,968	9,677	7,766	7,754	12	7,747	7,741	6	19	13	6	9,879	214	9,665	6		6	9,873	214	9,659	9	529	27 501	
材 積	材 積	4,624	4,624	3,402	1,222	3,345	3,345	0	3,342	3,341	0	3	3	0	1,279	57	1,222	1		1	1,278	57	1,221				
成長量	成長量	42	42	34	8	34	34	0	34	34	0	0	0		8	0	8	0	0	8	0	8					
越 前 市	面 積	14,131	13,889	8,374	5,515	7,805	7,746	59	7,096	7,081	15	709	666	44	6,084	628	5,456	121	5	116	5,962	622	5,340	134	108		
材 積	材 積	4,162	4,162	3,492	670	3,333	3,332	1	3,033	3,032	1	301	300	1	829	160	669	15	1	14	814	159	655				
成長量	成長量	34	34	30	4	29	29	0	28	28	0	2	2	0	5	0	4	0	0	4	0	4					
鯖 江 市	面 積	3,131	3,097	2,158	938	2,127	2,086	40	1,892	1,876	16	235	210	24	970	72	898	27	0	26	944	72	871	19	16		16
材 積	材 積	1,081	1,081	965	116	947	946	1	851	851	0	95	95	0	134	19	115	3	0	3	131	19	112				
成長量	成長量	6	6	6	0	6	6	0	5	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
池 田 町	面 積	15,582	15,246	7,792	7,453	7,822	7,765	57	7,170	7,148	22	652	617	35	7,423	27	7,396	65	1	65	7,358	27	7,331	2	335	8 326	
材 積	材 積	4,307	4,307	3,320	987	3,314	3,313	1	3,022	3,022	1	292	291	1	992	6	986	8	0	8	984	6	978				
成長量	成長量	42	42	35	7	35	35	0	34	33	0	2	2	0	7	0	6	0	0	6	0	6					
南 越 前 町	面 積	24,923	24,510	9,148	15,362	8,890	8,875	16	8,318	8,303	15	573	572	1	15,620	273	15,347	63		63	15,557	273	15,284	56	357		357
材 積	材 積	5,630	5,630	3,589	2,041	3,519	3,518	1	3,255	3,254	1	264	264	0	2,111	71	2,040	8		8	2,103	71	2,032				
成長量	成長量	59	59	47	12	47	47	0	45	45	0	2	2	0	12	0	12	0	0	12	0	12					
越 前 町	面 積	11,368	11,124	6,193	4,931	6,076	6,045	31	6,056	6,027	29	19	18	2	5,048	147	4,901	17	1	17	5,031	147	4,884	161	84	3 81	
材 積	材 積	3,207	3,207	2,574	633	2,537	2,535	2	2,530	2,528	2	7	7	0	671	40	631	2	0	2	668	39	629				
成長量	成長量	31	31	28	3	28	28	0	28	28	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和7年3月31日現在)

(4)所有形態別森林資源表

単位 面積:ha 材積:千m<sup>3</sup> 成長量:千m<sup>3</sup>

区分		総数	立木地											
			総数			人工林			育成単層林			育成複層林		
						総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	面積	192,868	187,981	89,484	98,497	87,364	86,734	630	85,074	84,583	491	2,290	2,150	140
	材積	49,279	49,279	36,603	12,677	35,920	35,885	35	34,940	34,907	33	980	978	2
	成長量	461	461	384	77	384	383	1	378	377	1	6	6	0
都道府県有林	面積	20,482	20,051	12,631	7,420	12,586	12,516	70	12,530	12,461	69	56	55	1
	材積	5,464	5,464	4,512	952	4,487	4,482	5	4,468	4,463	5	20	20	0
	成長量	96	96	90	7	90	90	0	90	90	0	0	0	0
市町村有林	面積	7,487	7,255	2,829	4,427	2,785	2,746	39	2,759	2,721	38	25	25	1
	材積	1,740	1,740	1,176	564	1,157	1,155	2	1,148	1,145	2	9	9	0
	成長量	16	16	12	4	12	12	0	12	12	0	0	0	0
財産区有林	面積	900	884	51	833	52	51	1	51	51		1		1
	材積	117	117	20	97	20	20	0	20	20		0		0
	成長量	1	1	0	1	0	0	0	0	0		0		0
私有林	面積	164,000	159,791	73,973	85,818	71,942	71,421	521	69,733	69,350	383	2,208	2,071	137
	材積	41,959	41,959	30,894	11,064	30,255	30,228	27	29,304	29,279	25	951	949	2
	成長量	348	348	282	66	282	281	1	276	275	1	6	6	0

区分		立木地												竹林	無立木地			
		天然林			育成複層林			天然生林			総数	伐採跡地	未立木地					
					総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹			総数		伐採跡地	未立木地		
総数	面積	100,617	2,750	97,867	676	35	641	99,941	2,715	97,225	728	4,159	115	4,045				
	材積	13,360	717	12,642	87	9	78	13,272	709	12,564								
	成長量	77	2	76	1	0	1	77	1	75								
都道府県有林	面積	7,465	115	7,350	41		41	7,424	115	7,309	7	424	13	411				
	材積	977	30	947	5		5	971	30	941								
	成長量	7	0	7	0		0	7	0	6								
市町村有林	面積	4,471	83	4,388	81	0	81	4,390	83	4,307	9	223	41	182				
	材積	583	21	562	10	0	10	573	21	551								
	成長量	4	0	3	0		0	3	0	3								
財産区有林	面積	832		832				832		832		16		16				
	材積	97		97				97		97								
	成長量	1		1				1		1								
私有林	面積	87,849	2,552	85,297	554	35	519	87,295	2,517	84,778	713	3,496	61	3,436				
	材積	11,704	666	11,037	72	9	63	11,632	657	10,974								
	成長量	66	1	65	1	0	1	66	1	65								

注1 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和7年3月31日現在)

2 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市町村が、財産区有林とは地方自治法第3第4章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とはそれ以外の民有林をいう。ただし、分収造林契約の場合は造林者をもって森林所有者とする。

## (5) 法令により施業について制限を受けている森林の種類別面積

区分		総 数	福 井 市	永 平 寺 町	あ わ ら 市	坂 井 市	大 野 市	勝 山 市	越 前 市	鯖 江 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	単位 面積:ha
保 安 林	水 源 か ん 養 保 安 林	63,887.31	4,098.02	2,174.13	997.09	3,445.84	30,629.60	4,898.21	1,302.73	224.22	6,574.92	8,180.18	1,362.37	
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	6,335.64	674.52		14.19	43.92	3,688.17	273.62	249.02	41.61	595.63	690.16	64.80	
	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	316.92	60.27	1.27	10.66	10.36	21.79	34.93	30.83	0.92	45.44	75.23	25.22	
	潮 害 防 備 保 安 林	202.49	48.02		54.49	94.15								5.83
	干 害 防 備 保 安 林	282.37	24.77	2.66	18.90		147.24		0.51	6.03	34.91	40.00	7.35	
	な だ れ 防 止 保 安 林	2,126.92	247.69	21.08	3.02	7.26	1,177.62	94.63	22.38	13.94	350.02	189.28		
	落 石 防 止 保 安 林	0.17										0.06	0.11	
	魚 つ き 保 安 林	27.81	10.04			0.83							4.19	12.75
	保 健 保 安 林	434.03	89.91	4.45	13.20	0.20	249.68	2.03				17.14	15.41	42.01
	風 致 保 安 林	35.86	0.01	8.00		3.26		0.69				3.76		20.14
計		73,649.52	5,253.25	2,211.59	1,111.55	3,605.82	35,914.10	5,304.11	1,605.47	286.72	7,621.82	9,194.51	1,540.58	
保 安 施 設 地 区		67.19	4.27			0.06	41.62	3.95	0.81	0.34	2.17	13.64	0.33	
砂 防 指 定 地 区		9,286.08	2,810.21	391.84	85.91	56.00	1,441.80	763.74	762.51	383.24	634.96	1,711.40	244.47	
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 地 区		317.83	101.37	4.33	4.76	0.46	36.04	9.71	43.53	31.59	11.30	20.23	54.51	
ぼ た 山 崩 壊 防 止 区 域		2.20	2.20											
自 然 公 園	特 別 保 護 地 区													
	第 I 種 特 別 地 域	1.12					1.12							
	第 II 種 特 別 地 域	286.78					255.62	31.16						
	第 III 種 特 別 地 域	421.00					40.08	380.92						
	普 通 地 域													
	計	708.90					296.82	412.08						
	特 別 保 護 地 区	10.15				10.15								
	第 I 種 特 別 地 域	179.09	19.03		11.85	13.84							134.37	
	第 II 種 特 別 地 域	1,753.01	859.34		68.62	135.85						393.81	295.39	
	第 III 種 特 別 地 域	1,852.92	746.86									246.63	859.43	
公 園	普 通 地 域	3.34	0.49									2.85		
	計	3,798.51	1,625.72		80.47	159.84						643.29	1,289.19	
	第 I 種 特 別 地 域	54.06					54.06							
	第 II 種 特 別 地 域	1,242.17					1,172.15	70.02						
	第 III 種 特 別 地 域	2,975.53					1,892.30	1,083.23						
県 立 公 園	普 通 地 域	6,363.80					3,364.68	2,999.12						
	計	10,635.56					6,483.19	4,152.37						
	県 設 烏 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	147.36	32.61				114.75							
都 市 計 画 域 風 致 地 区		111.32	111.32											
史 踪 名 勝 天 然 記 念 物		119.59	109.01		0.53	4.19					5.86			
合 计		98,844.06	10,047.76	2,607.76	1,283.22	3,826.37	44,328.32	10,645.96	2,412.32	707.75	8,270.25	11,583.07	3,129.08	

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和7年3月31日現在)

注 面積は重複する。

(6) 樹種別材積表

単位:千m<sup>3</sup>

樹種・林種	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	その他 針葉樹	針葉樹計	ナラ	ブナ	クリ	その他 広葉樹	広葉樹計
総 数	34,731	386	1,264	213	9	36,603	20	814	2	11,841	12,677
人工林	34,731	386	571	195	3	35,885	0	0	1	33	35
天然林	0	0	693	18	6	717	20	813	0	11,809	12,642

注 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。(令和7年3月31日現在)

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積:ha

区分		荒 廃 地	荒 廃 危 險 地
総 数		2,758.00	1,411.11
市町別 内訳	福井市	863.25	608.00
	永平寺町	116.30	96.00
	あわら市	174.56	164.00
	坂井市	153.73	135.00
	大野市	901.34	570.00
	勝山市	368.57	185.00
	越前市	123.83	111.00
	鯖江市	328.49	291.00
	池田町	532.82	139.00
	南越前町	424.54	321.00
	越前町	181.68	138.00

注 令和7年3月末現在の山地災害危険地区における荒廃地等の面積である。

## (9) 森林の被害

単位 単位:ha

区分	年度	総数	市町村別内訳											
			福井市	永平寺町	あわら市	坂井市	大野市	勝山市	越前市	鯖江市	池田町	南越前町	越前町	
山火事	2	0.0												
	3	0.0												
	4	0.2						0.2						
	5	0.0									0.0			
	6	0.0												
気象	風害	2												
		3												
		4	2.8									2.8		
		5	0.0											
		6												
	雪凍害	2	0.0											
		3	1.2	0.4				0.0				0.8		
		4	0.1	0.0								0.1		
		5	0.6									0.6		
		6	4.9	3.4								1.5		
災害	干害	2												
		3	3.6					3.6						
		4	0.2	0.2										
		5	0.0											
		6	0.0											
	水害	2												
		3												
		4	0.4					0.4						
		5	0.0											
		6												
病害虫	松くい虫	2	23.5	4.4	0.5	12.5	1.7	2.0		1.4	0.2		0.8	
		3	20.3	4.4	0.7	12.5	0.4		1.6	0.2			0.5	
		4	32.7	4.4	0.6	25.0	0.5		1.5	0.3			0.5	
		5	8.9	3.5	0.1	1.0	1.7		0.0	1.4	0.3		0.9	
		6	10.9	4.6		2.4	1.6		1.5	0.0			0.8	
	カシノナガキクイムシ	2	170.3	161.3	0.1			1.7		0.8	0.0	0.2	1.2	5.0
		3	128.7	114.4	1.5	0.5	0.5	1.5				9.3	0.3	0.6
		4	59.4	38.1	0.1			1.5	2.6			15.4	1.1	0.6
		5	13.0		0.1			1.8	4.6	2.0		3.6	0.3	0.6
		6	10.5					1.8	4.6			4.0	0.1	0.1
その他(獣害)	クマ	2	0.0											
		3	36.2	4.9	0.7			10.0	16.0			4.6		
		4	34.8		0.1	0.5	1.7	5.0	13.7			7.2	6.7	
		5	52.6					24.5	24.0			1.3	2.8	
		6	216.4					11.0	201.3			1.1	3.0	
	シカ	2	15.4	1.8		0.7	2.8			0.3	0.1	4.9	4.8	
		3	26.9	5.8	0.7				0.3			20.1		
		4	25.2	8.7	0.1	0.5	1.7			0.2		4.8	8.2	1.1
		5	29.1	16.4	0.5				4.6			4.9	2.8	
		6	10.3			0.7	0.6					5.0	4.0	

注 1 数値は、森づくり課「森林被害報告年報」による。山火事、気象災害は年次、病害虫、その他(獣害)は年度でとりまとめた数値である。

2 表中の各欄の面積は、被害実損面積である。

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数:戸

区分	総 数	1~3ha 未 満	3~5ha 未 満	5~10ha 未 満	10~50ha 未 満	50ha以上	備 考
総 数	7,953	4,552	1,429	1,078	818	76	
市 町 別 内 訳	福井市	2,186	1,206	440	320	205	15
	永平寺町	550	278	111	96	64	1
	あわら市	286	172	53	34	26	1
	坂井市	282	160	40	41	36	5
	大野市	782	445	119	92	106	20
	勝山市	616	379	100	81	51	5
	越前市	1,017	696	150	113	49	9
	鯖江市	299	229	38	19	10	3
	池田町	326	119	76	67	57	7
	南越前町	967	477	198	135	149	8
	越前町	642	391	104	80	65	2

注 数値は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室資料による。

#### (2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積: ha

区分	総 数	公有林	私有林	備 考
	面積	面積	面積	
総 数	59,694	1,200	58,494	
市	福井市	4,938	70	4,867
町	永平寺町	478		478
別	あわら市	4,368	268	4,100
内	坂井市	3,760	13	3,747
訳	大野市	27,958	316	27,642
	勝山市	12,573	179	12,395
	越前市	508		508
	鯖江市	36		36
	池田町	2,243		2,243
	南越前町	2,000	252	1,748
	越前町	833	102	730

注 1 令和7年3月31日時点。

2 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(3) 森林組合の現況

ア 構 成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総数	組合員所有森林面積	備考
総数		6	18,806	13	722,405	117,829	
市	福井市	旧福井市	福井	3,493	2	157,382	20,499
		旧松岡町					
	永平寺町	旧永平寺町					
		旧上志比村					
町	福井市	旧美山町	美山町	1,197	4	49,275	10,956
	あわら市	旧芦原町	坂井	1,785	2	64,999	9,198
		旧金津町					
	坂井市	旧三国町					
村		旧丸岡町	九頭竜	4,387	1	284,856	16,863
	大野市	旧大野市					
		旧和泉村					
	勝山市						
別	福井市	旧越廻村	越前福井	6,373	3	33,754	40,912
		旧清水町					
	越前市	旧武生市					
		旧今立町					
内	鯖江市		南条郡	1,571	1	132,139	19,401
	池田町						
		旧朝日町					
	越前町	旧越前町					
訛		旧織田町					
		旧宮崎村					
	南越前町	旧南条町					
		旧今庄町					
		旧河野村					

注1 令和6年度(令和6年次)森林組合総会資料による。

注2 組合員所有森林面積は県産材活用課「令和5年度森林組合統計」による。

イ 事業内容および活動状況  
(事業内容)

区分	指導部門	販売部門					購買部門						利用部門			
		販売事業		林産事業			購買事業			養苗事業			森林造成事業		利用及び福利厚生事業	
		数量	販売高	数量	販売高	山行苗	肥料	購買高	数量	販売高	造林	林道	金額	千円	千円	千円
森	総 数	千円 1,335	m3 72,387	千円 400,453	m3 115,819	千円 723,791	千本 99	kg 410	千円 205,410	千本 -	千円 -	ha 54	ha -	千円 41,183	千円 510,829	
	福 井	-	-	-	-	-	10	195	10,825	-	-	5	5	-	-	
林	美 山 町	1,061	1,284	8,058	22,308	177,572	1	120	2,264	-	-	12	12	-	-	
	坂 井	236	27	1,446	33,433	186,147	52	15	20,949	-	-	21	21	-	105,582	
組 合	九 頭 竜	-	46,104	203,564	29,793	129,452	5	-	6,722	-	-	5	5	-	6,140	
	越 前 福 井	38	24,972	187,385	24,972	187,385	31	80	70,461	-	-	11	11	-	19,901	
	南 条 郡	-	-	-	5,313	43,235	-	-	94,189	-	-	-	-	-	-	
															41,246	

注 1 数値は、県県産材活用課「令和5年度森林組合統計」による。

2 各事業の販売高及び金額は、各事業における合計である。

3 林産事業の数量および販売高は、主伐・間伐の数値の合計である。

4 森林造成における造林の面積は、新植のみの合計である。

(活動状況)  
ウ 作業班就業日数別作業者数(実員数)

区分	59日以下				60~149日				150~209日				210日以上				計				
	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	伐出	造林	その他	計	
森	総 数	1	2	3	6	-	4	4	8	15	19	8	42	48	42	30	120	64	67	45	176
	福 井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	9	-	6	3	9	
林	美 山 町	-	-	1	1	-	1	-	1	2	5	2	9	8	5	10	23	10	11	13	34
	坂 井	-	-	-	-	-	1	-	1	3	4	6	12	7	25	6	14	10	10	30	
組 合	九 頭 竜	1	-	-	1	-	1	1	2	11	5	1	17	30	6	10	46	42	12	12	66
	越 前 福 井	-	-	-	-	-	1	1	-	4	2	6	3	10	-	13	3	14	3	20	
	南 条 郡	-	2	2	4	-	1	2	3	2	4	-	6	1	3	-	4	3	10	4	17

注 1 数値は、県県産材活用課「令和5年度森林組合統計」による。

(4) 林業労働力の概況

区分	総 数	市 町 村 別 内 訳											
		福井市	永平寺町	あわら市	坂井市	大野市	勝山市	越前市	鯖江市	池田町	南越前町	越前町	
人 口	610,805	254,776	18,307	26,157	86,027	28,844	20,632	78,551	67,305	2,148	9,170	18,888	
世帯数	534,333	298,603	107,801	7,488	10,133	32,287	10,731	7,480	30,646	25,067	908	3,189	
総林実数	7,953	2,186	550	286	282	782	616	1,017	299	326	967	642	
林業経営体 世帯員数等の状 況	人 数	975	266	25	41	74	310	41	113	0	24	29	52
	うち60日以上従事	311	78	2	4	11	141	13	21	0	8	14	19

注1 数値は、2020年農林業センサスによる。

注2 人口、世帯数の数値は県統計情報課「令和6年度版 福井県市町勢要覧」(令和6年10月1日現在)による。

注3 総林家数は、保有山林面積が1ha以上の林家とする

(5)林業機械化の概況

機械の種類	越前森林計画区	備考
フェラバントヤ(台)	2	
スキツダ(台)	0	
プロセツサ(台)	15	
ハーベス(台)	14	
フォワード(台)	40	
タワーヤード(台)	0	
スイングヤード(台)	14	
その他高性能林業機械(台)	13	

注 森づくり課「林業機械保有調査」による。(令和7年3月31日現在)

(6)作業路網等の整備の概況

区分	森林面積	林道		森林作業道		林業+森林作業道		備考
		延長	密度	延長	密度	延長	密度	
総数	192,881	1,639,787	9	5,912,489	31	7,552,276	39	
市	福井市	31,859	399,833	13	1,357,397	43	1,757,229	55
町	永平寺町	6,824	93,020	14	105,597	15	198,617	29
村	あわら市	4,382	63,966	15	351,293	80	415,259	95
別	坂井市	7,316	55,528	8	351,052	48	406,580	56
内	大野市	55,181	239,474	4	1,174,746	21	1,414,220	26
訳	勝山市	18,183	143,284	8	498,136	27	641,420	35
	越前市	14,131	149,136	11	322,032	23	471,168	33
	鯖江市	3,131	54,561	17	120,709	39	175,270	56
	池田町	15,582	125,413	8	761,521	49	886,934	57
	南越前町	24,923	187,519	8	490,678	20	678,197	27
	越前町	11,368	128,053	11	379,327	33	507,380	45

注 1 森林面積(民有林)は、令和7年3月31日現在の数値である。

2 林道、作業路の延長は、令和6年3月31日現在の数値である。

3 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入による。

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m<sup>3</sup> 実行歩合:%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	565	827	1,392	311	608	919	55%	74%	66%
針葉樹	531	827	1,358	294	604	898	55%	73%	66%
広葉樹	34		34	17	4	21	50%		62%

注(1) 計画欄は、前期計画の前半5か年分(R3.4.1～R8.3.31)に対応する計画量である。

(2) 実行欄は、前期計画の前半5か年分(R3.4.1～R8.3.31)の実行量である。

ただし、本計画の樹立年度(R7.4.1～R8.3.31)の実行量については見込である。

##### (2) 間伐面積

単位 面積:ha 実行歩合:%

計画	実行	実行歩合
16,100	12,537	78

注 (1)の注と同じ。

##### (3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積:ha 実行歩合:%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,863	345	19	1,341	112	8	522	233	45

注 (1)の注と同じ。

##### (4) 林道の開設および拡張の数量

単位 延長:m 拡張:箇所 実行歩合:%

区分	開設延長			拡張(改良)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	1,986	1,804	91	91	91	100
うち林業専用道	422	479	114			

注 (1)の注と同じ。

(5) 保安林の整備および治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積:ha 実行歩合:%

区分	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源涵養	600	233	39	1	2	200
災害防備	178	192	108	2	3	150
保健、風致の保存等	28	3	12	0	0	-
計	806	428	53	3	5	167

注 (1)の注に同じ。

イ 保安施設地区の面積

単位 面積:ha 実行歩合:%

面積		
計画	実行	実行歩合
-	-	-

注 (1)の注に同じ。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合:%

種類	治山事業施工地区数		
	計画	実行	実行歩合
保安施設(箇所)	214	166	78

注 (1)の注に同じ。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積:ha 実行歩合:%

施業区分	計画	実行	実行歩合
造林	総数	-	-
	人工造林	-	-
	天然更新	-	-
保育	-	-	-
伐採	総数	-	-
	主伐	-	-
	間伐	-	-
その他	-	-	-

注 (1)の注に同じ。

## 5 森林の異動状況(森林計画の対象森林)

### (1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施 設用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合計
-	20.5	1.57	-	20.13	42.20

注1 面積は、前計画の前半5か年(R3～R6)分に対応する異動面積である。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

### (2) 森林以外より森林への異動

単位 面積:ha

原野	農用地	その他	合計
0.02	13.01	53.61	66.64

注1 面積は、前計画の前半5か年(R3～R6)分に対応する異動面積である。

## 6 その他

### 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千m<sup>3</sup>

主伐(皆伐)上限量の目安(千m <sup>3</sup> )
452

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m<sup>3</sup>

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	452	150	602
90	407		557
80	362		512
70	316		466
60	271		421
50	226		376
40	181		331
30	136		286
20	90		240
10	45		195

## 地域森林計画に関する用語の定義および基準

森 林	森林法第2条1項で規定する森林をいう。 ア 木竹が集団して生育している土地およびその土地の上にある立木竹 イ 上記の土地の外、木竹が集団的な生育に供される土地 (ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地、およびこれらの上にある立木竹を除く。)
地 域 森 林 計 画 対 象 森 林	森林法第2条で規定する森林のうち、同条3項に規程する「国有林」及び同法第10条の4に規定する。「適用除外森林」並びに地域森林計画制度の運用について（林野庁長官通達平成3年7月25日3林野計第294号）で定める森林を除いた民有林で、同法第5条で規程する森林 ア 「国有林」とは、立木竹とその土地の所有が国である場合（立木竹のみの所有が国の場合を含む。）および林野庁以外の省庁が所有する森林をいう。 イ 「適用除外森林」とは、試験研究の目的に供している森林であって農林水産大臣の指定するものおよび、宗教法人法第3条の境内地の森林をいう。
	* 地域森林計画の対象としない森林（長官通達） ア 孤立した0.3ha以下の森林 イ 市街地区域内の森林および都市計画区域において用途地域として定められている森林で隣接の森林と施業上の関連を有しないもの。 ウ 公共道路、鉄道等森林以外の用に供される森林 エ 立地、公害防止等に関する協定で締結した森林で、知事が対象外とすることが適當と認めた森林 (ただし、上記ア～エにかかわらず、公共投資の対象となったもの、保安林保安施設地区又は指定が計画されているもの、林地保全、生活環境保全上特に留意すべき森林は地域森林計画対象森林とする。)
主 伐	利用できる時期に達した立木を伐採することで、次の世代の樹木の育成を伴う伐採をいう。
択 伐	森林内の立木を抜き伐りする伐採方法をいう。伐採跡地に苗木を植栽し、樹冠層が連続して層の区別が不明な森林を択伐林という。
間 伐	育成過程の林分で、林木が相互に枝を張り閉鎖して競争が生じた状態（うつ閉状態）になったとき、造林木の競争緩和を目的に行う抜き伐り作業をいう。
除 伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業をいう。
森 林 所 有 者	森林法第2条2項で規定する「権原に基づき森林の土地の上に所有し、および育成することができる者」をいう。
森 林 面 積	立木地（人工林、天然林）、竹林、無立木地（伐採跡地、未立木地）および更新困難地の面積の総和をいう。
育 成 単 層 林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により單一の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。
育 成 複 層 林	森林を構成する林木を択伐（抜き伐り）等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。複層状態の人工林の他に人為により複層状態にある天然林および針広混交林がこれに相当する。

針 広 混 交 林	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林
天 然 生 林	主として天然力を活用することにより成立させ、維持する林分をいう。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。
針 葉 樹	針葉樹の材積歩合が 75 %以上の林地をいう。
広 葉 樹	広葉樹の材積歩合が 75 %以上の林地をいう。
齡 級	1 齢級を 5 年とし、アラビア数字を用い 1 年生から 5 年生までを 1 齢級、 6 年生から 10 年生までを 2 齢級とし、以下順次 3 、 4 齢級とする。
竹 林	竹林の生育を主目的とする林地をいう。ただし、たけのこ生産のための肥培管理をしている竹林及び笹類は、計画対象森林から除外する。
伐 採 跡 地	樹木を伐採した土地をいい、人工林伐採跡地及び天然林伐採跡地に区分する。
未 立 木 地	一時的に林木の成立していない林分又は樹木が生育していても、樹冠の投影面積が 30 %以下の土地をいう。これには、草地、笹地が含まれる。
更 新 困 難 地	岩石地、湿地、風衝地等立木竹更新が著しく困難な土地をいう。
公 益 的 機 能	森林の機能のうち、木材等生産機能を除く、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の 4 つの機能をいう。
水 源 涵 養 機 能	降雨・融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる理水機能
山 地 災 害 防 止 機 能	土砂流出、土砂崩壊、なだれ等の災害を防止する機能
生 活 環 境 保 全 機 能	強風・飛砂等森林外で発生する要因による生活環境の悪化を防止する機能および気象緩和など快適な生活環境を保全・形成する機能
保 健 文 化 機 能	森林浴・キャンプ等の森林利用を通して心身の緊張をほぐし、また、自然学習の実践、情操等のかん養、および各種文化創作の場とする機能
特 定 保 安 林	指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内の施業を早急に実施する必要がある森林として農林水産大臣が指定したもの
標 準 伐 期 齢	森林生産力が高度に発揮される年齢として定めた林齢で、平均成長量が最大となる林齢を基準とする。
保 護 樹 帯	積雪の匍行、寒さ、日照の害を防ぎ、雑草や広葉樹の繁茂を抑えることにより、人工造林による小さい苗木の更新成績を良くし、保護させる目的で、天然林の一部を切り残した樹帯をいう。





## 越前地域森林計画書

計画期間                   自 令和 8 年 4 月 1 日  
                                 至 令和 18 年 3 月 31 日

発行・編集                   福井県 農林水産部 森づくり課  
                                 〒910-8580  
                                 福井市大手 3 丁目 17 番 1 号  
                                 TEL 0776 (21) 1111 (代表)